

参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和8年2月19日

独立行政法人水資源機構分任契約職  
桂川・猪名川ダム総合管理所長 岩本 浩

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1. 当該招請の主旨

本業務は、日吉ダム及び一庫ダムに設置しているダム管理用制御処理設備の障害を未然に防止し、設備の正常な機能維持を図るための点検及び修理を2事業年度に亘り実施する業務である。

業務の履行にあたっては、本設備全体のシステム構成・機能を十分熟知したうえで、日吉ダム及び一庫ダム施設の管理運用に重要となる安全性・確実性を確保しながら実施しなければならない。

当該設備は納入者が独自に保有している技術を基に、設計、製作、据付、調整したもので、本業務の履行にあたっては、納入者又は納入者と同等とみなせるもの（以下「特定者」という。）のみが保有する技術が必要である。

よって、本業務は、特定者を契約の相手方とする契約手続きを行う予定としているが、特定者以外の者で下記の応募要件を満たし、本業務の履行を希望する者を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

なお、公募の結果、「参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の提出を求める公示（以下「本公示」という。）」3. の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあつては、特定者との契約手続に移行する。

また、本公示3. の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあつては、一般競争入札方式に移行する。

2. 業務概要

(1) 業務名 令和8-9年度 日吉・一庫ダム管理用制御処理設備保守業務

(2) 業務場所 京都府南丹市日吉町中神子ヶ谷68  
桂川・猪名川ダム総合管理所 外1箇所

(3) 業務内容 本業務は、桂川・猪名川ダム総合管理所管内における日吉ダム、一庫ダムに設置したダム管理用制御処理設備の障害を未然に防止し、設備の正常な機能維持を図るための点検及び修理を2事業年度に亘り実施する業務である。

- ① 業務計画
- ② 総合点検
- ③ 個別点検
- ④ 臨時点検
- ⑤ 修理

(4) 履行期間 契約締結の翌日から令和10年3月15日まで

### 3. 応募要件

参加意思確認書及び資料（以下「参加意思確認書等」という。）を提出できる者は、次に掲げる要件を満たしている者であること。

(1) 以下の各号に該当しない者であること。

- ① 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- ② 独立行政法人水資源機構（以下「機構」という。）が発注した物品等の調達に係る契約において、本公示の日から過去2年以内において次の(A)から(G)までのいずれかに該当する事実があると認められる者
  - (A) 契約の履行に当たり、故意に製造若しくは業務を粗雑にし、又は物品等の品質若しくは数量に関して不正の行為をした事実
  - (B) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した事実
  - (C) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた事実
  - (D) 監督又は検査の実施に当たり役員又は職員の職務の執行を妨げた事実
  - (E) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった事実
  - (F) 受注者の責めに帰すべき事由により契約解除をした事実
  - (G) (A)から(F)までのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用した事実
- ③ 機構と締結した請負契約に基づく賠償金、損害金、違約金又はこれらの遅延利息を支払っていない者
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号。以下同じ）に基づく会社更生手続きの開始若しくは民事再生法（平成11年法律第225号、以下同じ）に基づく再生手続開始がなされ一般競争（指名競争）参加資格の再審査に係る認定を受けていない者又は手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者
- ⑤ 参加意思確認書若しくは添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
- ⑥ 営業に関し法律上必要とされる資格を有しない者

(2) 機構における現在の一般競争（指名競争）参加資格業者のうち、役務の提供の業種区分の「役務の提供（建物若しくは工作物又は冷暖房設備、電気通信設備その他の設備の保守・点検管理）」の認定を受けており、かつ、営業品目の「自動制御装置等」に登録していること。

(3) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、一般競争（指名競争）参加資格の再審査に係る認定を受けていること。

(4) 事業協同組合等として参加意思確認書等を提出した場合、その構成員は、単体として参加意思確認書等を提出することはできない。

(5) 本公示時に一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者についても、参加意思確認書等を提出することができるが、競争に参加するには、開札の時ににおいて、一般競争（指名競争）参加資格の認定を受け、かつ、参加資格の確認を受けてい

なければならない。

- (6) 「参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の提出を求める公示の説明書（以下「公示説明書」という。）に記載する条件を満たす同種業務の履行実績を有すること。
- (7) 公示説明書に記載する条件を満たす配置予定管理技術者を本業務に配置できること。
- (8) 参加意思確認書等の提出期限から開札の時までの期間に、機構から「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」に基づき、淀川水系関連区域において指名停止を受けていないこと。
- (9) 参加意思確認書等を提出しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）
- (10) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、機構発注の物品等の調達からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

#### 4. 手続等

##### (1) 契約担当窓口

〒629-0335 京都府南丹市日吉町中神子ヶ谷68  
独立行政法人水資源機構 桂川・猪名川ダム総合管理所 総務課 田村  
電話 0771-72-0171 FAX 0771-72-0460  
電子メールアドレス：[nyukei\\_katsuraina@water.go.jp](mailto:nyukei_katsuraina@water.go.jp)  
本件に係る問い合わせは、9時～17時（土曜日、日曜日及び祝日並びに12時～13時までを除く）まで。

##### (2) 公示説明書の交付期間、交付場所

- ① 交付期間：令和8年2月19日（木）から令和8年3月11日（水）まで。
  - ② 交付場所：別途指定するホームページからのダウンロードによる。
- ※ホームページのアドレス等については、4.（1）まで問い合わせされたい。

##### (3) 参加意思確認書等の提出期間、提出場所及び提出方法

- ① 提出期間：令和8年2月20日（金）から令和8年3月11日（水）17時まで。
- ② 提出場所：4.（1）と同じ
- ③ 提出方法：郵送（信書として送達し、かつ、配達記録が残る方法に限る。）により提出するものとし、持参、電送及び電子メールによる提出は受け付けない。

#### 5. 独立行政法人が行う契約の公表

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引

等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされていることから、該当する法人は、機構との関係に係る情報を機構のホームページで公表する。公表の対象となる契約の詳細は、<https://www.water.go.jp/honsya/honsya/keiyaku/index.html>による。

6. 当機構の事由による中止又は延期

本公示は当機構の事由により中止又は延期することがある。

7. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口は、4. (1) 契約担当窓口に同じ。

(3) 詳細は公示説明書による。

# 「令和8-9年度 日吉・一庫ダム管理用制御処理設備保守業務」の参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の提出を求める公示の説明書

令和8年2月19日

独立行政法人水資源機構分任契約職  
桂川・猪名川ダム総合管理所長 岩本 浩

## 1. 当該招請の主旨

本業務は、日吉ダム及び一庫ダムに設置しているダム管理用制御処理設備の障害を未然に防止し、設備の正常な機能維持を図るための点検及び修理を2事業年度に亘り実施する業務である。

業務の履行にあたっては、本設備全体のシステム構成・機能を十分熟知したうえで、日吉ダム及び一庫ダム施設の管理運用に重要となる安全性・確実性を確保しながら実施しなければならない。

当該設備は納入者が独自に保有している技術を基に、設計、製作、据付、調整したもので、本業務の履行にあたっては、納入者又は納入者と同等とみなせるもの（以下「特定者」という。）のみが保有する技術が必要である。

よって、本業務は、特定者を契約の相手方とする契約手続を行う予定としているが、特定者以外の者で下記の応募要件を満たし、本業務の履行を希望する者を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

なお、公募の結果、『「令和8-9年度 日吉・一庫ダム管理用制御処理設備保守業務」の参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の提出を求める公示の説明書（以下「本説明書」という。）』3. の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、特定者との契約手続に移行する。

また、本説明書3. の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、一般競争入札方式に移行する。

## 2. 業務概要

(1) 業務名 令和8-9年度 日吉・一庫ダム管理用制御処理設備保守業務

(2) 業務場所 京都府南丹市日吉町中神子ヶ谷68  
桂川・猪名川ダム総合管理所 外1箇所

(3) 業務内容 本業務は、桂川・猪名川ダム総合管理所管内における日吉ダム、一庫ダムに設置したダム管理用制御処理設備の障害を未然に防止し、設備の正常な機能維持を図るための点検及び修理を2事業年度に亘り実施する業務である。

- ① 業務計画
- ② 総合点検
- ③ 個別点検
- ④ 臨時点検
- ⑤ 修理

(4) 履行期間 契約締結の翌日から令和10年3月15日まで

## 3. 応募要件

参加意思確認書及び資料（以下「参加意思確認書等」という）を提出できる者は、次に掲げる要件を満たしている者であること。

- (1) 以下の各号に該当しない者であること。
- ① 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
  - ② 独立行政法人水資源機構（以下「機構」という。）が発注した物品等の調達に係る契約において、本公示の日から過去2年以内において次の(A)から(G)までのいずれかに該当する事実があると認められる者
    - (A) 契約の履行に当たり、故意に製造若しくは業務を粗雑にし、又は物品等の品質若しくは数量に関して不正の行為をした事実
    - (B) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した事実
    - (C) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた事実
    - (D) 監督又は検査の実施に当たり役員又は職員の職務の執行を妨げた事実
    - (E) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった事実
    - (F) 受注者の責めに帰すべき事由により契約解除をした事実
    - (G) (A)から(F)までのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用した事実
  - ③ 機構と締結した請負契約に基づく賠償金、損害金、違約金又はこれらの遅延利息を支払っていない者
  - ④ 会社更生法（平成14年法律第154号。以下同じ）に基づく会社更生手続きの開始若しくは民事再生法（平成11年法律第225号、以下同じ）に基づく再生手続開始がなされ一般競争（指名競争）参加資格の再審査に係る認定を受けていない者又は手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者
  - ⑤ 参加意思確認書若しくは添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
  - ⑥ 営業に関し法律上必要とされる資格を有しない者
- (2) 機構における現在の一般競争（指名競争）参加資格業者のうち、役務の提供の業種区分の「役務の提供（建物若しくは工作物又は冷暖房設備、電気通信設備その他の設備の保守・点検管理）」の認定を受けており、かつ、営業品目の「自動制御装置等」に登録していること。
- (3) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、一般競争（指名競争）参加資格の再審査に係る認定を受けていること。
- (4) 事業協同組合等として参加意思確認書等を提出した場合、その構成員は、単体として参加意思確認書等を提出することはできない。
- (5) 本公示時に一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者についても、参加意

思確認書等を提出することができるが、競争に参加するには、開札の時に於いて、一般競争（指名競争）参加資格の認定を受け、かつ、参加資格の確認を受けていなければならない。

(6) 次の条件を満たす同種業務の履行実績を有していること。

平成22年4月1日から本業務における参加意思確認書等の提出期限までに元請として完了した機構、国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社等、公益法人又は大規模な土木工事をを行う公益民間企業が発注した同種業務の履行実績を有していること。

(注) 以下、同種業務の業務経験において同じ

注1 「特殊法人等」とは、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令」第1条に定める特殊法人等に加え国土交通省所管のその他の独立行政法人、地方共同 法人日本下水道事業団のことを指す。また、国立大学法人法施行令及び同施行規則に定められた各国立大学法人等も含む。

注2 「地方公共団体」とは、「地方自治法」第1条の3に定める地方公共団体のことを指す。

注3 「地方公社等」とは、「地方道路公社法」に基づく道路公社、「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づき都道府県が設置した土地開発公社、「地方住宅供給公社法」に基づき都道府県が設立した住宅供給公社のことを指す。

注4 「公益法人」とは、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」に基づき設立された一般社団法人又は一般財団法人、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」に基づき認定を受けた公益社団法人又は「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」に基づく特例民法法人のことを指す。

注5 「大規模な土木工事をを行う公益民間企業」とは、鉄道会社、空港会社、道路会社、電力会社、ガス会社、石油備蓄会社、電気通信会社のことを指す。

#### 【同種業務として認める履行実績の要件】

同種業務とは、次のいずれかの履行実績又は施工実績とする。

なお、工事成績評定点が65点未満のものは実績として認めない。ただし、工事成績評定が実施されていない実績や評定点が企業に通知されていない実績については、発注者の証明を受けた施工実績証明書（例：様式2 関係）又は検査に合格したことを証明する書類（完成認定書等の写し）をもって65点とみなす。

① ダム若しくは堰における管理用制御処理設備又は調整池、取水工、水路、湖沼及びポンプ場等を集中管理する水管理制御処理設備のいずれかの点検若しくは保守業務又は点検若しくは保守付き工事の履行実績。

ここでいう設備とは、各種水文情報・諸量等の収集演算処理機能、施設の遠方（又は遠隔）操作機能を有する設備をいう。

② 上記①のいずれかの設備の据付工事（試験・調整を含む。）の施工実績。

(7) 次の①から⑥のいずれかの条件及び業務開始時点で⑦の条件を満たす管理技術者（以下「配置予定管理技術者」という。）を本業務に配置できること。

なお、業務経験は、3.(6)の同種業務の履行実績又は施工実績とする。

① 平成22年4月1日から本業務における参加意思確認書等の提出期限までに元請として完了した同種業務の管理技術者、点検責任者若しくは保守責任者又は主任技術者、現場代理人若しくは担当技術者の立場で業務経験を有する者。

② 学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校において関連学科（「電気工学、電気通信工学又は情報工学」をいう。以下同じ。）を修めた者で、卒業後5年以上の業務経験を有する者。

③ 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学、短期大学又は高等専門学校において関連学科を修めた者で、卒業した後3年以上の業務経験を有する者。

- ④ 上記②及び③以外の者で、7年以上の業務経験を有する者。
- ⑤ 次のいずれかの資格を有する者であること。  
 (A) 技術士（電気電子部門又は情報工学部門）  
 (B) 技術士（総合技術監理部門（選択科目を「電気電子」又は「情報工学」とするものに限る。））  
 (C) 1級・2級電気通信工事施工管理技士
- ⑥ 次のいずれかの資格を有する者で、業務経験が5年以上あること。  
 (A) 電気通信主任技術者
- ⑦ 配置予定管理技術者は、業務開始時点において自らと雇用関係にある者であること。
- (8) 参加意思確認書等の提出期限から開札の時までの期間に、機構から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領に基づき、淀川水系関連区域において指名停止を受けていないこと。
- (9) 参加意思確認書等を提出しようとする者の間に①から③に示すいずれかの関係にも該当しないこと（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く）  
 なお、①から③に示すいずれかの関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡をとることは競争契約入札心得第6条第2項の規定に抵触するものではない。
- ① 資本関係  
 以下のいずれかに該当する二者の関係をいう（子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。）  
 (A) 親会社と子会社の関係  
 (B) 親会社を同じくする子会社同士の関係
- ② 人的関係  
 以下のいずれかに該当する二者の関係をいう（(A)の関係がある場合に、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合を除く。）  
 (A) 一方の会社の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている関係  
 1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。  
 イ 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役  
 ロ 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役  
 ハ 会社法第2条第15号に規定する社外取締役  
 ニ 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役  
 2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役  
 3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）  
 4) 組合の理事  
 5) その他業務を執行する者であって、1)から4)までに掲げる者に準ずる者  
 (B) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている関係  
 (C) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている関係
- ③ その他入札の適正さが阻害されると認められる関係  
 上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる関係

- (10) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、機構発注の物品等の調達からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

#### 4. 契約担当窓口

(1) 契約担当窓口

〒629-0335 京都府南丹市日吉町中神子ヶ谷68

独立行政法人水資源機構 桂川・猪名川ダム総合管理所 総務課 田村

電話 0771-72-0171 FAX 0771-72-0460

電子メールアドレス：[nyukei\\_katsuraina@water.go.jp](mailto:nyukei_katsuraina@water.go.jp)

本件に係る問い合わせは、9時～17時（土曜日、日曜日及び祝日並びに12時～13時までを除く）まで。

#### 5. 参加意思確認書等の提出方法等

- (1) 提出方法： 郵送（信書として送達し、かつ、配達記録が残る方法）により提出するものとし、持参、電送又は電子メールによるものは受け付けない。

- (2) 提出期間： 令和8年2月20日(金)から令和8年3月11日(水)17時まで。

- (3) 提出先： 4. 契約担当窓口と同じ

- (4) 参加意思確認書等と併せて、返信用封筒（長3号封筒を使用し、表に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分の切手を貼付のこと。）を提出すること。

- (5) 参加意思確認書等は本説明書において示す様式により作成すること。

- (6) 参加意思確認書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

- (7) 提出された参加意思確認書等は、応募要件の確認以外に提出者に無断で使用しない。

- (8) 提出された参加意思確認書等は、返却しない。

- (9) 提出期限以降における参加意思確認書等の差替え及び再提出は認めない。ただし、機構から求められる不足書面の補充及び軽微な記載の加筆修正は、この限りではない。

- (10) 本説明書を参加意思確認書等の作成以外の目的で使用してはならない。

- (11) 参加意思確認書等の作成又は提出に関する手続きについての問合せには応じるが、業務内容等の問合せには一切応じない。

- (12) 参加意思確認書等に関する問い合わせ先

参加意思確認書等の作成については、4. 契約担当窓口と同じ

#### 6. 参加意思確認書等の作成

- (1) 参加意思確認書は、別記様式1により作成すること。

- (2) 参加意思確認書等は、次に従い作成すること。

① 同種業務の履行実績

- (A) 記載様式は、別記様式2とする。

- (B) 記載する件数は、1件以上とする。

- (C) 契約書の写し（業務名、履行期間、発注機関名、契約書の両当事者の記名捺印がされている部分）及び業務内容が確認できる書類（仕様書等）の写しを添付すること。
  - (D) 工事成績評定が実施されていない実績や評定点が企業に通知されていない実績を同種業務の施工実績とする場合は、発注者の証明を受けた施工実績証明書（例：様式2関係）又は検査に合格したことを証明する書類（完成認定書等の写し）を添付すること。
- ② 配置予定管理技術者の資格、経験等
- (A) 記載様式は、別記様式3とする。
  - (B) 記載する件数は、1件以上とする。
  - (C) 契約書の写し（業務名、履行期間、発注機関名、契約書の両当事者の記名捺印がされている部分）、従事した役職が記載された書類（業務計画書等）の写し及び業務内容が確認できる書類（仕様書等）を添付すること。
  - (D) 配置予定管理技術者の資格を証するものとして、資格者証の写しを添付すること。また、業務経験を必要とする場合は、必要な年数を満たすまで複数の経歴を記載すること。
  - (E) 配置予定管理技術者の雇用を証明する書類として、有効期限前の健康保険資格確認書、監理技術者資格者証、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、所属会社の雇用証明書又はこれらに準ずる資料を添付すること（いずれも写し可、被保険者記号・番号、標準報酬月額等は分からないようにマスキングを施すこと）。  
なお、業務開始時までには雇用する場合は、採用内定通知等の写しを添付すること。

## 7. 参加資格等の確認

- (1) 本入札の参加希望者は、「3. 応募要件」に掲げる参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、参加意思確認書等を提出し、分任契約職から参加資格の有無について確認を受けなければならない。
- (2) 3.(2)の認定を受けていない者についても、参加意思確認書等を提出することができる。この場合において、3.(1)及び(3)から(10)までに掲げる事項を満たしているときは、開札時において3.(2)に掲げる事項を満たしていることを条件として参加資格があることを確認するものとする。  
なお、提出期限までに参加意思確認書等を提出しない者及び分任契約職が参加資格がないと認められた者は、本入札に参加することができない。
- (3) 参加資格の確認は、参加意思確認書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は令和8年3月17日（火）までに通知する。  
当日までに、通知が届かない場合は、4. 契約担当窓口まで問い合わせをすること。  
なお、参加資格有りの者がいた場合には、一般競争入札方式に移行する。一般競争入札に関する内容を記載した入札説明書（以下「入札説明書」という。）は別途配布するものとし、入札説明書に基づき、必要な資料を要請する。

## 8. 非選定理由に関する事項

- (1) 参加意思確認書等を提出した者のうち、応募要件を満たしていない者に対しては、応募要件を満たしていない旨と、その理由（非選定理由）を書面（審査結果通知書）をもって、分任契約職から通知する。
- (2) 上記（1）の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まな

い。)以内に書面(様式は自由)により、分任契約職に対して非選定理由について説明を求めることができる。

(3) 上記(2)の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面により行う。

(4) 非選定理由の説明書請求の受付場所及び受付時間は以下のとおりである。

- ① 受付場所：4. 契約担当窓口と同じ
- ② 受付日時：9時から17時まで(郵送必着)

## 9. 特記仕様書等に対する質問

(1) 特記仕様書等に関する質問については、次に従い、書面(様式は自由)により提出すること。

- ① 提出期間：令和8年2月20日(金)から令和8年3月11日(水「」)まで。
- ② 提出先：4. 契約担当窓口と同じ
- ③ 提出方法：郵送(信書として送達し、かつ、配達記録が残る方法)又は持参によるものとし、電送又は電子メールによる提出は受け付けない。

上記の質問には次のとおり回答する。

- ④ 回答期間：令和8年3月17日(火)から令和8年3月30日(月)まで。
- ⑤ 閲覧方法：別途指定するホームページからのダウンロードによる。

## 10. 独立行政法人が行う契約の公表

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされていることから、該当する法人は、機構との関係に係る情報を機構のホームページで公表する。公表の対象となる契約の詳細は、<https://www.water.go.jp/honsya/honsya/keiyaku/index.html>による。

## 11. 当機構の事由による中止又は延期

本業務は、機構の事由により中止又は延期することがある。

## 12. その他の留意事項

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口は、4. 契約担当窓口と同じ。
- (3) 参加意思確認書等を審査した結果、3. 応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、特定者と当該応募者による契約手続きに移行する。
- (4) 参加意思確認書等が提出期限までに到達しなかった場合は、参加意思確認書等は無効とする。
- (5) 参加意思確認書等に記載した配置予定管理技術者は、原則として変更できない。ただ

し、死亡、退職、病休等の特別な理由により、やむを得ず配置予定の管理技術者を変更する場合は、3.(7)に掲げる基準を満たす者を配置しなければならない。

- (6) 参加意思確認書等に虚偽の記載をした場合には、参加意思確認書等を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。

## 令和 8-9 年度 日吉・一庫ダム管理用制御処理設備保守業務に係る 参加意思確認書等作成要領

- (1) 参加意思確認書等の作成様式は、次のとおりとする。
  - ① 参加意思確認書（表紙）・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式 1
  - ② 同種業務の履行実績・・・・・・・・・・・・・・・・・・様式 2
  - ③ 配置予定管理技術者の業務経験、資格等・・・・・・・・・・様式 3
- (2) 参加意思確認書等の用紙サイズは、A 4 判とする。
- (3) 参加意思確認書等の内容は、簡素に記載するものとする。
- (4) 参加意思確認書等は、独立行政法人水資源機構分任契約職 桂川・猪名川ダム総合管理  
所長 岩本 浩あて 1 部（袋綴）提出するものとする。また、これと別に複写（カラー）  
したものを 1 部（クリップ留め等）提出するものとする。（提出期限までに郵送必着）
- (5) 参加意思確認書等は、表紙を 1 頁とした通し番号（全頁数を表示）を付し、必要な書類  
を全て袋綴じして提出すること  
（頁の例：1 / ○○～○○ / ○○）

様式 1

参加意思確認書

業務の名称 令和 8-9 年度 日吉・一庫ダム管理用制御処理設備保守業務

標記業務に参加する希望がありますので、関係資料を添付し参加意思確認書を提出します。

なお、添付資料の内容については事実と相違ないこと及び同公示 3.(9) 資本的及び人的関係に該当しないことを誓約します。

令和〇年〇月〇日

印

独立行政法人水資源機構分任契約職  
桂川・猪名川ダム総合管理所長 岩本 浩 殿

提出者) 住 所 〒〇〇〇-〇〇〇〇  
〇〇県〇〇市〇〇番  
電話番号 〇〇-〇〇  
F A X 〇〇-〇〇  
商号又は名称 〇〇株式会社  
代表者氏名 代表取締役社長  
〇〇 〇〇 印

作成者) 担当部署  
氏 名  
F A X  
E-mail

[ 1 / 〇 ]

様式 2 同種業務の履行実績

様式 3 配置予定管理技術者の業務経験、資格等

実績等を証明する書類の写し等

注 1) 表及び裏表紙に割印する。代表者が記名押印する場合は、使用印鑑届（使用する日の 3 箇月前までの印鑑証明書（コピーでも可）添付必要）を、また、代表者以外の者が記名押印する場合は代表者からの委任状も併せて提出のこと。ただし、過去にご提出頂いており、記載事項に変更がない場合は提出不要です。

注 2) 参加意思確認書等と併せて、返信用封筒（長 3 号封筒を使用し、表に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分の切手を貼付のこと）を提出して下さい。

## 参加意思確認書

業務の名称 令和 8-9 年度 日吉・一庫ダム管理用制御処理設備保守業務

標記業務に参加する希望がありますので、関係資料を添付し参加意思確認書を提出します。

なお、添付資料の内容については事実と相違ないこと及び同公示 3. (9) 資本的及び人的関係に該当しないことを誓約します。

令和 年 月 日

独立行政法人水資源機構分任契約職

桂川・猪名川ダム総合管理所長 岩本 浩 殿

提出者) 住所  
電話番号  
F A X  
会社名 ○○株式会社  
代表者 役職名 氏名 (印)

作成者) 担当部署  
氏名  
F A X  
E-mail

[ 1 / 〇 ]

## 同種業務の履行実績

企業の平成 2 2 年度以降に完了した同種業務の実績

①業 務 名	
②履 行 期 間	
③発 注 機 関	
④業 務 概 要	

- ① 記載する件数は 1 件以上とする。
- ② 契約書の写し（業務名、履行期間、発注機関名、契約書の両当事者の記名捺印がされている部分）及び業務内容が確認できる書類（仕様書等）の写しを添付すること。
- ③ 工事成績評価が実施されていない実績や評定点が企業に通知されていない実績を同種業務の施工実績とする場合は、発注者の証明を受けた施工実績証明書（例：様式 2 関係）又は検査に合格したことを証明する書類（完成認定書等の写し）を添付すること。

[○/○]

(例：様式2関係)

## 施工実績証明書

令和〇年〇月〇日

〇〇〇〇株式会社  
〇〇 〇〇 殿

[発注者] 〇〇〇〇  
〇〇 〇〇 〇〇 印



下記工事を施工し、完成したことを証明します。

工 事 名                    〇〇〇〇〇工事

工 事 場 所                〇〇県〇〇市〇〇町地内

請負代金額                ¥〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇-

工      期                    自 平成〇年〇月〇日  
                                  至 平成〇年〇月〇日

工事の内容                    (同種業務及び同種業務の施工実績が確認できること)



令和8-9年度  
日吉・一庫ダム管理用制御処理設備保守業務

特記仕様書

令和8年2月

独立行政法人水資源機構  
桂川・猪名川ダム総合管理所

# 第1章 総則

## 第1節 適用

1. この特記仕様書は、独立行政法人水資源機構(以下「機構」という。)が別に定める「電気通信設備保守業務共通仕様書(令和4年4月)」(以下「共通仕様書」という。)に優先して、日吉・一庫ダム管理用制御処理設備保守業務(以下「本業務」という。)に適用する。
2. 図面及び現場説明書並びに現場説明に対する質問回答書は、共通仕様書に優先して適用する。

## 第2節 業務場所

京都府南丹市日吉町中神子ヶ谷68 桂川・猪名川ダム総合管理所 外5箇所  
なお、上記の全ての箇所は、別表-1に示すとおりとする。

## 第3節 業務の内容

本業務は、桂川・猪名川ダム総合管理所管内における日吉ダム、一庫ダムに設置したダム管理用制御処理設備の障害を未然に防止し、設備の正常な機能維持を図るための点検及び修理を2事業年度に亘り実施する業務である。

## 第4節 履行期間

契約締結の翌日から令和10年3月15日までとする(2事業年度間)。

## 第5節 業務数量

本業務の業務数量、別添「業務数量総括表」のとおりとする。

## 第6節 見積参考資料等

設計図書配布時に提示する見積参考資料、参考図は、入札参加者の適正かつ迅速な見積に資するための資料であり、契約書第1条にいう「設計図書」ではない。

## 第7節 管理技術者

本業務の管理技術者は、本業務の入札公告及び入札説明書に定められた条件を満足する者を配置するものとする。

なお、やむを得ず管理技術者を変更する場合は、本業務の入札公告及び入札説明書に定められた条件を満足する者を配置しなければならない。

## 第8節 業務計画書

受注者は、本業務の履行設備のうち以下の(1)から(3)に該当する設備は、事故防止と安全管理・作業の充実を図るための留意事項等について業務計画書に記載するとともに、具体的対策等について実施手順書等へ記載するものとする。

- (1) 施設の運転操作を必要とし、施設運用及び第三者へ影響を与える恐れのある設備
- (2) 関連する他の施設に対して影響を与える恐れのある設備
- (3) 異常値配信等の防止対策が必要な設備

## 第9節 受発注者相互の協力

1. 本業務に関連する工事等は、次のとおりである。

- (1) 淀川本部管内電気設備保守業務
- (2) 日吉・一庫ダム放流設備外点検整備業務(仮称)

2. これらの関連工事等は、本業務と密接な関連があるので、受注者は工程等について、当該工事等の受注者と十分協議、調整を行い、協力しなければならない。

### 第10節 製造中止部品等の調査

履行設備のうち監督員が別途指示する装置等について、製造中止部品・代替品・保守部品の在庫状況を製造メーカー又は保守会社に確認し報告するものとする。

### 第11節 現場発生品

- 1. 現場発生品とは、業務の履行により現場において副次的に生じたもので、その所有権は発注者に帰属する。
- 2. 受注者は、設計図書に定められた現場発生品以外が生じた場合は、監督員と協議することとし、設計変更の対象とする。
- 3. 本業務の履行により発生した現場発生品については、現場発生品確認簿を監督員に提出し確認を受けた後に搬出するものとし、受注者は発注者に代わり排出事業者として産業廃棄物処理及び清掃に関する法律等の法令及び自治体で定める条例に基づき適正に処理するものとし、産業廃棄物管理票(紙マニフェスト)又は電子マニフェストにより、適正に処理されていることを確かめるとともに監督員に提示するものとする。

<現場発生品確認簿の例>

現場発生品確認簿									
令和    年    月    日									
業務名：○○○○保守業務									
標記業務について、下記の現場発生品について確認されたく提出します。									
現場発生品名	規格	単位	数量	確認欄				備考	
				確認年月日	確認方法	確認数量	確認印		
主 任 監督職員		監 督 職 員					管 理 者		技 術 者

## 第12節 履行設備の運用停止

本業務の履行にあたって、履行設備の運用を一時停止する必要がある場合には、事前に監督員と協議し、その指示に従うものとする。

## 第13節 業務履行制限

施設区分	施設名	履行設備	点検種別	履行時期・日時
日吉ダム施設	桂川・猪名川ダム総合管理所 日吉ダム発電所 日吉ダム	ダム管理用制御処理設備	12ヶ月点検	出水期(6月16日)前
一庫ダム施設	一庫ダム管理所 一庫発電所 一庫ダム	ダム管理用制御処理設備	12ヶ月点検	出水期(6月16日)前

## 第14節 指定部分の引渡し

業務完了に先立って引渡しを受ける指定部分及びその引渡し時期は、次表のとおりとする。  
なお、業務が完了した時は、指定部分の成果物を提出し検査を受けるものとする。

項目	指定部分	引渡し時期	備考
日吉ダム施設 一庫ダム施設	令和8年度保守記録簿	令和9年3月中旬	

## 第15節 安全等の確保

安全管理については、共通仕様書に定めるところによる。

なお、安全協議会への参加要請があった場合、受注者は可能な限り協力するものとする。

## 第16節 施設の操作

受注者は、業務の履行に伴い、施設運用及び第三者へ影響を与える虞のある設備の運転・操作を必要とする場合は、事前に監督員の下承を受けるものとする。

## 第17節 関連施設等への対策

受注者は、関連する他の施設に対して影響を与える虞のある場合には、関連する他施設の現況、システム上の信号授受方法等について監督員と協議し、適切な対策を施さなければならない。

## 第18節 異常値配信の防止

受注者は、川の防災情報、機構ホームページ等外部への情報提供における、ダム・堰・湖沼・水路等の諸量データ及び水位・雨量テレメータ等のデータ配信において、点検時における異常値配信を防止するための対策について、実施手順書等に記載し確認を受けるとともに、確実に実施すること。

## 第19節 環境保全

1. 受注者は、本業務の実施にあたり保守区域及びその周辺の環境保全に十分配慮するとともに、

本業務に携わる保守者への環境保全義務の周知徹底を図るものとする。

2. 本業務に携わる保守者は、保守区域及びその周辺に生息・生育する動植物をみだりに捕獲・採取してはならない。

## 第20節 情報共有システムの活用

1. 本業務は、監督員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システム(以下、「ASP」という。)の活用対象業務である。

2. 受注者は、本業務で使用するASPについては、次の要件を満たすものを選定すること。

・業務履行中における受発注者間の情報共有システム機能要件(Rev. 1.7)

3. 監督員及び受注者が使用するASPのサービス提供者(以下「サービス提供者」という。)との契約は、受注者が行うものとする。また、利用開始日、必要なユーザーID数、ディスク容量等の仕様やワークフロー機能の対象者等については、監督員の確認を得た上で決定する。

4. 受注者は、サービス提供者と次の内容を含めた契約を締結するものとする。

(1) 情報共有システムに関する障害を適正に処理、解決できる体制を整える事

(2) サービス提供者が善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない不正アクセス等により、情報漏洩、データ破壊、システム停止等があった場合、速やかに受注者に連絡を行い適正な処置を行う事

(3) (2)の場合において、サービス提供者に重大な管理瑕疵があると監督員若しくは受注者が判断した場合又は、復旧若しくは処理対応が不適切な場合には、受注者はサービス提供者と協議の上情報共有システムの利用を停止することができる事

## 第21節 暴力団関係業者の排除に関する協力

受注者は、業務の履行に際して、暴力団等からのあらゆる不当介入(不当要求又は業務妨害)に対し断固としてこれを拒否すること。また、不当介入を受けた場合は、速やかに発注者に報告するとともに警察に通報し、捜査上必要な協力を行わなければならない。

なお、監督員等とも連絡を密にとり工程等被害が生じた場合は、協議するものとする。

## 第22節 立会による確認

受注者は、次表の履行について、監督員の立会による確認を受けなければならない。

ただし、監督員に通知後、監督員が立会に代わる他の方法を指示した場合は、この限りではない。

種 別	細 別	内 容	備 考
点検終了後のダム管理用 制御処理設備稼働確認	正常なデータ表示状 態の確認	総合点検(16-6)No.11ゲート遠方操 作の確認	日吉ダム施設 一庫ダム施設

## 第23節 疑義

受注者は、設計図書に明記されていない事項又は設計図書に疑義が生じた場合は、速やかに監督員と協議するものとする。

## 第2章 業務

### 第1節 履行設備

1. 履行設備は、別表-2のとおりとする。
2. 業務場所、履行設備の増減があった場合は、設計変更の対象とする。

### 第2節 業務計画等

1. 実施手順書を作成する対象設備は、次のとおりとする。

#### (1) 日吉ダム施設

設備名	単位	数量	備考
ダム管理用制御処理設備	設備	1	作成済み実施手順書を使用

#### (2) 一庫ダム施設

設備名	単位	数量	備考
ダム管理用制御処理設備	設備	1	作成済み実施手順書を使用

2. 作成済みの実施手順書については、別途監督員が配布するため、本業務の履行内容を満足するよう修正を行うものとする。また、新たに実施手順書の作成が必要な設備及び構成等が大幅に変更された設備は新規に作成すること。
3. 実施手順書は、業務着手年度に作成し、点検実施前に提出するものとするが、必要に応じて監督員と協議するものとする。

### 第3節 総合点検及び個別点検

1. 総合点検及び個別点検の点検内容及び点検周期は、別表-2のとおりとする。
2. 総合点検及び個別点検は、「電気通信設備点検基準」(水資源機構ホームページ掲載：<https://www.water.go.jp/honsya/honsya/keiyaku/techinfo/kijyun.html>)及び別表-3「電気通信設備点検基準(個別その他)」に基づき実施するものとする。  
なお、点検基準に示す点検周期が「毎日」の項目及び別表-2に示す除外項目は対象外とする。
3. 総合点検及び個別点検の実施にあたっては、原則として点検実施予定日の1ヶ月前までに予定工程表を提出するものとする。
4. 日吉ダム施設及び一庫ダム施設の総合点検における「No.13. 電源断による動作確認」、「No.14. 発電設備との連携動作確認」については、関連業務において実施する点検工程に併せて実施するものとする。

なお、関連業務の点検工程については、監督員より予め通知する。

### 第4節 臨時点検

共通仕様書第2章第7条による臨時点検を次のとおり見込んでいるが、業務場所、履行回数、構成人数及び作業時間に変更が生じた場合は、受注者の責に帰する場合を除き、設計変更の対象とする。

#### (1) 令和8年度

1) 日吉ダム施設

- ① 業務場所 桂川・猪名川ダム総合管理所
- ② 履行回数 1回(8時間)
- ③ 構成人数 原則、点検技術者1名、点検技術員1名の2名1組
- ④ 作業時間 表1-1のとおり

表1-1 職種、時間区分、作業時間

(単位：時間)

時間区分	A	B	C	D	計
点検技術者	8	0	0	0	8
点検技術員	8	0	0	0	8

注1. 技術者単価には割増賃金を含むものとし「休憩時間」は含まない。

注2. 各時間区分の時間帯は次のとおりとする。

A：平日(22:00～翌日5:00までの時間帯は除く)

B：休日(22:00～翌日5:00までの時間帯は除く)

※休日とは、行政機関の休日に関する法律による行政機関の休日を指し、保守者が事前に休日を他の日に振替(いわゆる「休日振替」)できる場合は、Aの時間区分に属する。

C：深夜の時間帯(22:00～翌5:00)

D：休日の深夜の時間帯(22:00～翌5:00)

注3. 法定労働時間(8時間)を超過して作業を行った場合は、当該作業時間が確認できる書面を監督員に提出することにより設計変更の対象とする。

注4. 注書きは、以下同様とする。

2) 一庫ダム施設

- ① 業務場所 一庫ダム管理所
- ② 履行回数 1回(8時間)
- ③ 構成人数 原則、点検技術者1名、点検技術員1名の2名1組
- ④ 作業時間 表1-2のとおり

表1-2 職種、時間区分、作業時間

(単位：時間)

時間区分	A	B	C	D	計
点検技術者	8	0	0	0	8
点検技術員	8	0	0	0	8

(2) 令和9年度

1) 日吉ダム施設

- ① 業務場所 桂川・猪名川ダム総合管理所
- ② 履行回数 1回(8時間)
- ③ 構成人数 原則、点検技術者1名、点検技術員1名の2名1組
- ④ 作業時間 表2-1のとおり

表2-1 職種、時間区分、作業時間

(単位：時間)

時間区分	A	B	C	D	計
点検技術者	8	0	0	0	8
点検技術員	8	0	0	0	8

2) 一庫ダム施設

- ① 業務場所 一庫ダム管理所
- ② 履行回数 1回(8時間)
- ③ 構成人数 原則、点検技術者1名、点検技術員1名の2名1組
- ④ 作業時間 表2-2のとおり

表2-2 職種、時間区分、作業時間

(単位：時間)

時間区分	A	B	C	D	計
点検技術者	8	0	0	0	8
点検技術員	8	0	0	0	8

第5節 修理

共通仕様書第2章第10条による修理を次のとおり見込んでいるが、これに増減があった場合及び修理に必要な交換部品等の費用は、受注者の責に帰する場合を除き設計変更の対象とする。

(1) 令和8年度

1) 日吉ダム施設

構成人数		回数	備 考
点検技術者	1人	1回	修理1回あたりの費用には、直接経費、技術管理費及び諸経費を含む。
点検技術員	1人		

2) 一庫ダム施設

構成人数		回数	備 考
点検技術者	1人	1回	修理1回あたりの費用には、直接経費、技術管理費及び諸経費を含む。
点検技術員	1人		

(2) 令和9年度

1) 日吉ダム施設

構成人数		回数	備 考
点検技術者	1人	1回	修理1回あたりの費用には、直接経費、技術管理費及び諸経費を含む。
点検技術員	1人		

2) 一庫ダム施設

構成人数		回数	備 考
点検技術者	1人	1回	修理1回あたりの費用には、直接経費、技術管理費及び諸経費を含む。
点検技術員	1人		

## 第6節 報告等

1. 総合点検及び個別点検を行った場合は、当日毎に作業状況、点検結果等を報告すること。
2. 共通仕様書第2章第12条第4項(臨時点検)に示す書面の記載内容は、次のとおりとする。
  - (1) 施設名
  - (2) 設備名
  - (3) 臨時点検依頼内容
  - (4) 作業内容
  - (5) 臨時点検実施人数(点検技術者・点検技術員の構成が確認できること)
  - (6) 臨時点検開始・終了時刻
  - (7) 使用した予備品及び代替部品(名称、数量等)
  - (8) 作業写真(作業前・作業中・作業後、交換部品・撤去部品等の記録)
3. 共通仕様書第2章第12条第7項(修理)に示す書面の記載内容は、次のとおりとする。
  - (1) 施設名
  - (2) 設備名
  - (3) 修理依頼内容
  - (4) 故障状況(原因を含む)
  - (5) 対処内容及び対処後の状況
  - (6) 使用した部品(名称、数量等)
  - (7) 作業写真(作業前・作業中・作業後、使用部品・撤去部品等の記録)

## 第3章 成果物

### 第1節 成果物

1. 成果物の提出部数は、電子媒体(CD-R又はDVD-R)で施設区分毎に1部とする。
2. 受注者は、予め電気通信設備点検基準に基づき、共通仕様書第3章第2条でいう保守記録簿の様式を作成し、様式について監督員の確認を受けた保守記録簿を成果物として提出するものとする。

なお、同項(1)に示す点検結果整理表の提出は要さない。

以 上

# 業 務 数 量 総 括 表

業務名

令和8-9年度 日吉・一庫ダム管理用制御処理設備保守業務

独立行政法人 水資源機構  
桂川・猪名川ダム総合管理所

## 業務数量総括表

業務名	令和8-9年度 日吉・一庫ダム管理用制御処理設備保守業務 (当初)					事業区分	電気通信施設保守
							業務区分
費目・工種・種別・細別	規格	単位	数量(前回)	数量(今回)	数量増減	摘要	
保守業務		式		1			
直接費(R08年度) (日吉ダム施設)		式		1			
労務費	R08年度 日吉ダム施設	式		1			
総合・個別点検(6ヶ月点検)	R08年度 日吉ダム施設	回		1			
総合・個別点検(12ヶ月点検)	R08年度 日吉ダム施設	回		1			
業務計画	R08年度 日吉ダム施設	式		1			
臨時点検	R08年度 日吉ダム施設	回		1			
直接経費	R08年度 日吉ダム施設	式		1			
旅費交通費	R08年度 日吉ダム施設	式		1			
旅費交通費(率を用いた積算)	R08年度 日吉ダム施設	式		1			
安全費	R08年度 日吉ダム施設	式		1			
技術管理費	R08年度 日吉ダム施設	式		1			
技術管理費	R08年度 日吉ダム施設	式		1			

## 業務数量総括表

業務名	令和8-9年度 日吉・一庫ダム管理用制御処理設備保守業務 (当初)					事業区分	電気通信施設保守
							業務区分
費目・工種・種別・細別	規格	単位	数量(前回)	数量(今回)	数量増減	摘要	
直接費(R08年度) (一庫ダム施設)		式		1			
労務費	R08年度 一庫ダム施設	式		1			
総合・個別点検(6ヶ月点検)	R08年度 一庫ダム施設	回		1			
総合・個別点検(12ヶ月点検)	R08年度 一庫ダム施設	回		1			
業務計画	R08年度 一庫ダム施設	式		1			
臨時点検	R08年度 一庫ダム施設	回		1			
直接経費	R08年度 一庫ダム施設	式		1			
旅費交通費	R08年度 一庫ダム施設	式		1			
旅費交通費(率を用いた積算)	R08年度 一庫ダム施設	式		1			
安全費	R08年度 一庫ダム施設	式		1			
技術管理費	R08年度 一庫ダム施設	式		1			
技術管理費	R08年度 一庫ダム施設	式		1			
直接費(R09年度) (日吉ダム施設)		式		1			

## 業務数量総括表

業務名	令和8-9年度 日吉・一庫ダム管理用制御処理設備保守業務 (当初)					事業区分	電気通信施設保守
						業務区分	保守業務
費目・工種・種別・細別	規格	単位	数量(前回)	数量(今回)	数量増減	摘要	
労務費	R09年度 日吉ダム施設	式		1			
総合・個別点検(6ヶ月点検)	R09年度 日吉ダム施設	回		1			
総合・個別点検(12ヶ月点検)	R09年度 日吉ダム施設	回		1			
臨時点検	R09年度 日吉ダム施設	回		1			
直接経費	R09年度 日吉ダム施設	式		1			
旅費交通費	R09年度 日吉ダム施設	式		1			
旅費交通費(率を用いた積算)	R09年度 日吉ダム施設	式		1			
安全費	R09年度 日吉ダム施設	式		1			
技術管理費	R09年度 日吉ダム施設	式		1			
技術管理費	R09年度 日吉ダム施設	式		1			
直接費(R09年度) (一庫ダム施設)		式		1			
労務費	R09年度 一庫ダム施設	式		1			
総合・個別点検(6ヶ月点検)	R09年度 一庫ダム施設	回		1			

## 業務数量総括表

業務名	令和8-9年度 日吉・一庫ダム管理用制御処理設備保守業務 (当初)					事業区分	電気通信施設保守
							業務区分
費目・工種・種別・細別	規格	単位	数量(前回)	数量(今回)	数量増減	摘要	
総合・個別点検(12ヶ月点検)	R09年度 一庫ダム施設	回		1			
臨時点検	R09年度 一庫ダム施設	回		1			
直接経費	R09年度 一庫ダム施設	式		1			
旅費交通費	R09年度 一庫ダム施設	式		1			
旅費交通費(率を用いた積算)	R09年度 一庫ダム施設	式		1			
安全費	R09年度 一庫ダム施設	式		1			
技術管理費	R09年度 一庫ダム施設	式		1			
技術管理費	R09年度 一庫ダム施設	式		1			
諸経費		式		1			
諸経費		式		1			
修理費		式		1			
修理費(R08年度) (日吉ダム施設)		式		1			
修理費	R08年度 日吉ダム施設	回		1			

## 業務数量総括表

業務名	令和8-9年度 日吉・一庫ダム管理用制御処理設備保守業務 (当初)					事業区分	電気通信施設保守
							業務区分
費目・工種・種別・細別	規格	単位	数量(前回)	数量(今回)	数量増減	摘要	
修理費(R08年度) (一庫ダム施設)		式		1			
修理費	R08年度 一庫ダム施設	回		1			
修理費(R09年度) (日吉ダム施設)		式		1			
修理費	R09年度 日吉ダム施設	回		1			
修理費(R09年度) (一庫ダム施設)		式		1			
修理費	R09年度 一庫ダム施設	回		1			
業務価格		式		1			
消費税相当額		式		1			
業務費計		式		1			

## 業務場所一覧

番号	施設名	所在地	管轄(事業所)
1	桂川・猪名川ダム総合管理所	京都府南丹市日吉町中神子ヶ谷68	桂川・猪名川ダム総合管理所
2	日吉ダム	京都府南丹市日吉町中	〃
3	日吉ダム発電所	京都府南丹市日吉町中五味向4	〃
4	一庫ダム管理所	兵庫県川西市一庫字唐松4-1	一庫ダム管理所
5	一庫ダム	兵庫県川西市一庫字大山 及び兵庫県川西市一庫字唐松	〃
6	一庫発電所	兵庫県川西市一庫字大山2-4	〃

令和8年度履行設備(日吉ダム管理施設)

別表2-1-1(1/4)

施設	設備名	規格等	数量		単位	点検周期			電気通信設備点検基準		備考		
			当初			3	6	12	適用	除外項目			
桂川・猪名川ダム総合管理所	ダム管理用制御処理設備	ダム管理用制御処理設備	ゲート種別単位:n=5(常用,非常用,主管,分岐管,選択取水)	1		式		○	○	総合 16-6	No.7		
		放流操作装置	FA-PC		1		台		○	○	個別 29-1	—	
			液晶ディスプレイ、27inLCD		1		台			○	個別 24-5	No.2,3	
			映像分配器		1		台			○	個別 独自-7	—	
			FA-PC		1		台		○	○	個別 29-1	No.4	図書類・予備品等の確認は放流操作装置による
		放流判断支援装置	液晶ディスプレイ、27inLCD		1		台			○	個別 24-5	No.2,3	
			映像分配器		1		台			○	個別 独自-7	—	
			操作表示器		3		台		○	○	個別 29- 4	—	
		遠方手動操作装置(操作表示部)	液晶表示器、10.4inLCD		11		台			○	個別 24-2	No.1,2	
			映像分配器		11		台			○	個別 独自-7	—	
			HUB		3		台			○	個別 24-4	No.1	
			PLC(遠方手動操作装置、訓練装置)、電源部、収容架		1		架		○	○	個別 29-12	—	「補助継電器」は「避雷器等」に読替る
		遠方手動操作装置(処理部)	メディアコンバーター		10		台			○	個別 独自-1	—	
			HUB(遠方手動操作装置用、訓練装置用)		2		台			○	個別 24-4	No.1	
			FA-PC、27inLCD		1		台		○	○	個別 29-1	No.4	図書類・予備品等の確認は放流操作装置による
		流入量予測装置		OA-PC、27inLCD	1		台			○	個別 24-3	No.2,7(F/D,摩耗部品)	
		貯水位計測装置		水位計光変換器(受信機:主水位計)	1		台			○	個別 独自-2	No.1	入出力装置架に実装

令和8年度履行設備(日吉ダム管理施設)

別表2-1-1(2/4)

施設	設備名	規格等	数量		単位	点検周期			電気通信設備点検基準		備考			
			当初			3	6	12	適用	除外項目				
桂川・猪名川ダム総合管理所	ダム管理用制御処理設備	貯水位計測装置	水位計光変換器(受信機:副水位計)	1		台			○	個別 独自-2	No.1	入出力装置架に実装		
			水位計測装置(主水位計)	1		台			○	個別 独自-3	—	入出力装置架に実装		
			水位計測装置(副水位計)	1		台			○	個別 独自-3	—	入出力装置架に実装		
	入出力装置	PLC(入出力部、遠方手動操作装置表示処理部)、電源部、収容架	1		架			○	○	個別 29-12	—			
		メディアコンバーター	10		台				○	個別 独自-1	—			
		HUB(入出力用)	1		台				○	個別 24-4	No.1			
	情報入力・提供装置	PLC(P-I/O1、P-I/O2)、電源部、収容架	1		架				○	○	個別 29-12	—		
		FA-PC(本体のみ)	1		台				○	○	個別 29-1	No.4	図書類・予備品等の確認は放流操作装置による	
		ディスプレイエクステンダー(送信機:執務室向け、所長室向け)	2		台					○	個別 独自-6	—	コンソールはプロキシサーバーと共用	
	制御系LAN	SW-HUB	1		台				○	個別 24-4	No.1	入出力装置架に実装		
	情報系LAN	SW-HUB	1		台				○	個別 24-4	No.1	情報入力・提供装置架に実装		
	時計装置	タイムサーバー、ラックマウント型	1		台					○	個別 24-11	No.3(子時計)	情報入力・提供装置架に実装「FM電波」を「GPS」に読替る	
		GPSアンテナ	1		基					○	個別 独自-4	—	操作室外壁	
	ルーター	上位伝送向け	1		台					○	個別 24-4	—	情報入力・提供装置架に実装	
	プロキシサーバー	FA-PC、27inLCD	1		台					○	○	個別 29-1	No.4	情報入力・提供装置架に実装
		KVM切替器	1		台						○	個別 24-5	No.2,3,5(停電検出)	図書類・予備品等の確認は放流操作装置による
	ファイアウォール	ラックマウント型	1		台					○	個別 29-10	No.1,3,5(ファン,エアフィルター)	情報入力・提供装置架に実装	
	中継端子盤・光ケーブル接続盤	中継端子部	1		式					○	○	個別 29-17	—	

令和8年度履行設備(日吉ダム管理施設)

別表2-1-1(3/4)

施設	設備名		規格等	数量		単位	点検周期			電気通信設備点検基準		備考
				当初			3	6	12	適用	除外項目	
桂川・猪名川ダム総合管理所	ダム管理用制御処理設備	中継端子盤・光ケーブル接続盤	光成端部	1		式			○	個別 29-18	—	
		情報表示盤	縦型液晶ディスプレイ	2		台			○	個別 24- 2	No.1,2	執務室、所長室
		情報表示盤	ディスプレイエクステンダー(受信機)	2		台			○	個別 独自-6	—	執務室、所長室
		総合情報表示盤	屋内閉鎖自立型、7セグメントLED表示	1		台			○	個別 24- 9	No.2(ランプテスト、警報音)	気象情報表示部を除く
		大型表示装置	天吊り型、55inLCD	3		台			○	個別 24- 2	No.1,2	
			マトリックススイッチャー	1		台			○	個別 29-10	No.1,3	
		警報表示盤	壁掛け型	1		台			○	個別 24- 8	—	宿直室
日吉ダム	ダム管理用制御処理設備	貯水位計測装置	主水位計(水研62型)	1		台			○	個別 独自-8	—	主水位計室
								○	個別 29-8	No.1(アラーム動作電圧)		
			水位計光変換器(送信機:主水位計)	1		台			○	個別 独自-2	—	主水位計室
			光成端盤(壁掛け型:主水位計)	1		面			○	個別 29-18	—	主水位計室
			副水位計(水研62型)	1		台			○	個別 独自-8	—	副水位計室
								○	個別 29-8	No.1(アラーム動作電圧)		
		水位計光変換器(送信機:副水位計)	1		台			○	個別 独自-2	—	副水位計室	
		光成端盤(壁掛け型:副水位計)	1		面			○	個別 29-18	—	副水位計室	
		機側伝送装置 (非常用洪水吐き1号・2号)	PLC(非常用洪水吐き1号、非常用洪水吐き2号)、電源部、収容架	1		架			○	個別 29-13	No.6	非常用洪水吐きゲート操作室
			メディアコンバーター(1号制御系、1号情報系、2号制御系、2号情報系)	4		台			○	個別 独自-1	—	
			無停電電源装置	1		台			○	個別 13- 3	No.5	図書類・予備品等の確認は放流操作装置による
			光成端盤(壁掛け型)	1		面			○	個別 29-18	—	非常用洪水吐きゲート操作室
機側伝送装置 (非常用洪水吐き3号・4号)	PLC(非常用洪水吐き3号、非常用洪水吐き4号)、電源部、収容架	1		架			○	個別 29-13	No.6	非常用洪水吐きゲート操作室		

令和8年度履行設備(日吉ダム管理施設)

別表2-1-1(4/4)

施設	設備名	規格等	数量		単位	点検周期			電気通信設備点検基準		備考		
			当初			3	6	12	適用	除外項目			
日吉ダム	ダム管理用制御 処理設備	機側伝送装置 (非常用洪水吐き3号・4号)	メディアコンバーター(3号制御系、3号 情報系、4号制御系、4号情報系)	4		台			○	個別 独自-1	—	非常用洪水吐きゲート操作室	
			無停電電源装置	1		台			○	個別 13- 3	No.5	図書類・予備品等の確認は放 流操作装置による	
			光成端盤(壁掛け型)	1		面			○	個別 29-18	—	非常用洪水吐きゲート操作室	
	機側伝送装置 (常用洪水吐き1号)	機側伝送装置 (常用洪水吐き1号)	PLC、電源部、収容架	1		架			○	個別 29-13	No.6	常用洪水吐き1号ゲート操作 室	
			メディアコンバーター(制御系、情報系)	2		台			○	個別 独自-1	—		
			無停電電源装置	1		台			○	個別 13- 3	No.5	図書類・予備品等の確認は放 流操作装置による	
	機側伝送装置 (常用洪水吐き2号)	機側伝送装置 (常用洪水吐き2号)	PLC、電源部、収容架	1		架			○	個別 29-13	No.6	常用洪水吐き2号ゲート操作 室	
			メディアコンバーター(制御系、情報系)	2		台			○	個別 独自-1	—		
			無停電電源装置	1		台			○	個別 13- 3	No.5	図書類・予備品等の確認は放 流操作装置による	
	機側伝送装置 (選択取水設備)	機側伝送装置 (選択取水設備)	PLC(選択取水上段扉、選択取水下段 扉)、電源部、収容架	1		架			○	個別 29-13	No.6	選択取水設備操作室	
			メディアコンバーター(上段制御系、上 段情報系、下段制御系、下段情報系)	4		台			○	個別 独自-1	—		
			無停電電源装置	1		台			○	個別 13- 3	No.5	図書類・予備品等の確認は放 流操作装置による	
	日吉ダム発電所	ダム管理用制御 処理設備	機側伝送装置 (主管・分岐管バルブ)	PLC(主管バルブ、分岐管バルブ)、電 源部、収容架	1		架			○	個別 29-13	No.6	利水バルブ室
				メディアコンバーター(主管制御系、主管 情報系、分岐管制御系、分岐管情報系)	4		台			○	個別 独自-1	—	
				無停電電源装置	1		台			○	個別 13- 3	No.5	図書類・予備品等の確認は放 流操作装置による
				光成端盤(壁掛け型)	1		面			○	個別 29-18	—	利水バルブ室

令和8年度履行設備（一庫ダム管理施設）

別表2-1-2(1/5)

施設	設備名	規格等	数量			単位	点検周期			電気通信設備点検基準		備考		
			当初				3	6	12	適用	除外項目			
一庫ダム管理所	ダム管理用制御処理設備	ダム管理用制御処理設備	ゲート種別単位:n=8(常用,非常用,主管,分岐管,利水補助,選択取水,維持用水V/P)	1			式		○	○	総合 16-6	No.7		
		放流操作装置	FA-PC	1			台		○	○	個別 29-1		—	
			液晶ディスプレイ、27inLCD	1			台			○	個別 24-2	No.1,2		
			DVI切替器(大型表示装置向け、放流判断支援装置と共用)	1			台			○	個別 独自-9		—	
			FA-PC	1			台		○	○	個別 29-1	No.4		図書類・予備品等の確認は放流操作装置による
		放流判断支援装置	FA-PC	1			台			○	個別 24-5	No.2,3		
			液晶ディスプレイ、27inLCD	1			台			○	個別 24-2	No.1,2		
		遠方手動操作装置(操作表示部)	FA-PC、27inLCD	2			台		○	○	個別 29-1	No.4		図書類・予備品等の確認は放流操作装置による
			操作器	1			台			○	個別 29-4		—	
			HUB	2			台			○	個別 24-4	No.1		
		遠方手動操作装置(処理部)	PLC(遠方手動操作装置、訓練装置)、電源部、収容架	1			架		○	○	個別 29-12		—	「補助継電器」は「避雷器等」に読替る
			メディアコンバーター	6			台			○	個別 独自-1		—	
			HUB(遠方手動操作装置用、訓練装置用)	3			台			○	個別 24-4	No.1		
		訓練装置	FA-PC、27inLCD	1			台		○	○	個別 29-1	No.4		図書類・予備品等の確認は放流操作装置による
										○	個別 24-3	No.2,7(F/D,摩耗部品)		
		貯水位計測装置	水位計光変換器(受信機:主水位計)	1			台			○	個別 独自-2	No.1		入出力装置架に実装
			水位計光変換器(受信機:副水位計)	1			台			○	個別 独自-2	No.1		入出力装置架に実装

令和8年度履行設備（一庫ダム管理施設）

別表2-1-2(2/5)

施設	設備名	規格等	数量		単位	点検周期			電気通信設備点検基準		備考	
			当初			3	6	12	適用	除外項目		
一庫ダム管理所	ダム管理用制御処理設備	貯水位計測装置(主水位計)	1		台			○	個別 独自-3	—	入出力装置架に実装	
		貯水位計測装置(副水位計)	1		台			○	個別 独自-3	—	入出力装置架に実装	
		水位表示器(副水位計)	1		台			○	個別 独自-10		放流操作装置・放流判断支援装置卓上	
	入出力装置	PLC(入出力部、遠方手動操作装置表示処理部)、電源部、収容架	1		架			○	○	個別 29-12	—	
		メディアコンバーター	12		台			○	個別 独自-1	—		
		HUB(入出力用)	1		台			○	個別 24-4	No.1		
	情報入力・提供装置	PLC(P-I/O1、P-I/O2)、電源部、収容架	1		架			○	○	個別 29-12	—	
		FA-PC(本体のみ)	1		台			○	○	個別 29-1	No.4	図書類・予備品等の確認は放流操作装置による
	制御系LAN	SW-HUB	1		台			○	個別 24-4	No.1	入出力装置架に実装	
	情報系LAN	SW-HUB	2		台			○	個別 24-4	No.1	情報入力・提供装置架に実装	
	時計装置	タイムサーバー、ラックマウント型	1		台			○	個別 24-11	No.3(子時計)	情報入力・提供装置架に実装「FM電波」を「JJY」に読替る	
	ルーター	上位伝送向け、連携システム向け	2		台			○	個別 24-4	—	情報入力・提供装置架に実装	
	プロキシサーバー	FA-PC、集中コンソール	1		台			○	○	個別 29-1	No.4	情報入力・提供装置架に実装
		KVM切替器	1		台			○	個別 24-5	No.2,3,5(停電検出)	図書類・予備品等の確認は放流操作装置による	
	ファイアウォール	ラックマウント型	1		台			○	個別 29-10	No.1,3,5(ファン,エアフィルター)	情報入力・提供装置架に実装	
	中継端子盤・光ケーブル接続盤	中継端子部	1		式			○	○	個別 29-17	—	
		光成端部	1		式			○	個別 29-18	—		
	表示制御装置	OA-PC、27inLCD	2		台			○	個別 29-1	No.4	図書類・予備品等の確認は放流操作装置による	

令和8年度履行設備（一庫ダム管理施設）

別表2-1-2(3/5)

施設	設備名	規格等	数量			単位	点検周期			電気通信設備点検基準		備考	
			当初				3	6	12	適用	除外項目		
一庫ダム管理所	ダム管理用制御処理設備	表示制御装置	OA-PC、27inLCD	2			台			○	個別 24-3	No.2,7(F/D,摩耗部品)	
			OA-PC(本体のみ)	2			台		○	○	個別 29-1	No.4	図書類・予備品等の確認は放流操作装置による
										○	個別 24-3	No.2,7(F/D,ディスプレイ,キーボード,マウス,摩耗部品)	
			KVM切替器	2			台			○	個別 29-10	No.1,3,5(ファン,エアフィルター)	
			映像分配器	2			台			○	個別 独自-7	—	
			DVI切替器(大型表示装置向け、表示制御装置4台で共用)	1			台			○	個別 独自-9	—	
		ディスプレイエクステンダー(送信機)	3			台			○	個別 独自-6	—	操作室向け、2F執務室向け、玄関ホール向け	
		大型表示装置	55inLCD、天吊り型×3、壁掛け型×1	4			台			○	個別 24- 2	No.1,2	操作室、2F執務室、玄関ホール
			ディスプレイエクステンダー(受信機)	3			台			○	個別 独自-6	—	操作室、2F執務室、玄関ホール
		集合警報盤	壁掛け型	1			台			○	個別 24- 8	—	操作室
警報表示盤	壁掛け型	2			台			○	個別 24- 8	—	2F執務室、宿直室		
一庫ダム	ダム管理用制御処理設備	貯水位計測装置	主水位計(水研62型)	1			台			○	個別 独自-8	—	主水位計室
									○	○	個別 29-8	No.1(アラスタ動作電圧)	
			水位計光変換器(送信機:主水位計)	1			台			○	個別 独自-2	—	主水位計室
			光成端盤(壁掛け型:主水位計)	1			面			○	個別 29-18	—	主水位計室
			副水位計(水晶式)	1			台			○	個別 独自-11	—	副水位計室
									○	○	個別 29-8	No.1(アラスタ動作電圧),2,3	
			光成端盤(壁掛け型:副水位計)	1			面			○	個別 29-18	—	副水位計室
塔内水位計(水晶式)	1			台			○	個別 独自-11	—	放流管非常用ゲート室			
						○	○	個別 29-8	No.1(アラスタ動作電圧),2,3				

令和8年度履行設備（一庫ダム管理施設）

別表2-1-2(4/5)

施設	設備名	規格等	数量		単位	点検周期			電気通信設備点検基準		備考	
			当初			3	6	12	適用	除外項目		
一庫ダム	ダム管理用制御 処理設備	機側伝送装置Ⅰ (選択取水設備)	PLC、電源部、収容架	1		架		○	○	個別 29-13	No.6	選択取水設備操作室
			メディアコンバーター(情報系)	1		台			○	個別 独自-1	—	
			無停電電源装置	1		台			○	個別 13- 3	No.5	図書類・予備品等の確認は放 流操作装置による
			光成端盤(壁掛け型)	1		面			○	個別 29-18	—	選択取水設備操作室
	機側伝送装置Ⅱ (放流管非常用ゲート)	PLC、電源部、収容架	1		架		○	○	個別 29-13	No.6		
		メディアコンバーター(制御系、情報系)	2		台			○	個別 独自-1	—		
		無停電電源装置	1		台			○	個別 13- 3	No.5	図書類・予備品等の確認は放 流操作装置による	
		光成端盤(壁掛け型)	1		面			○	個別 29-18	—	放流管非常用ゲート室	
	機側伝送装置Ⅱ (非常用洪水吐き1号)	PLC、電源部、収容架	1		架		○	○	個別 29-13	No.6	非常用洪水吐きゲート操作室	
		メディアコンバーター(制御系、情報系)	2		台			○	個別 独自-1	—		
		無停電電源装置	1		台			○	個別 13- 3	No.5	図書類・予備品等の確認は放 流操作装置による	
		光成端盤(壁掛け型)	1		面			○	個別 29-18	—	非常用洪水吐きゲート操作室	
	機側伝送装置Ⅱ (非常用洪水吐き2号)	PLC、電源部、収容架	1		架		○	○	個別 29-13	No.6	非常用洪水吐きゲート操作室	
		メディアコンバーター(制御系、情報系)	2		台			○	個別 独自-1	—		
		無停電電源装置	1		台			○	個別 13- 3	No.5	図書類・予備品等の確認は放 流操作装置による	
		光成端盤(壁掛け型)	1		面			○	個別 29-18	—	非常用洪水吐きゲート操作室	
	機側伝送装置Ⅲ (常用洪水吐き1号、利水補助 バルブ1号)	PLC(常用1号、補助バルブ1号)、電源 部、収容架	1		架		○	○	個別 29-13	No.6	常用洪水吐き1号ゲート操作 室	
		メディアコンバーター(常用1号制御系、 常用1号情報系、補助バルブ1号情報系)	3		台			○	個別 独自-1	—		
		無停電電源装置	1		台			○	個別 13- 3	No.5	図書類・予備品等の確認は放 流操作装置による	
		光成端盤(壁掛け型)	1		面			○	個別 29-18	—	常用洪水吐き1号ゲート操作 室	

令和8年度履行設備（一庫ダム管理施設）

別表2-1-2(5/5)

施設	設備名	規格等	数量		単位	点検周期			電気通信設備点検基準		備考	
			当初			3	6	12	適用	除外項目		
一庫ダム	ダム管理用制御 処理設備	機側伝送装置Ⅲ (常用洪水吐き2号、利水補助 バルブ2号)	PLC(常用2号、補助バルブ2号)、電源 部、収容架	1		架		○	○	個別 29-13	No.6	常用洪水吐き2号ゲート操作 室
			メディアコンバーター(常用2号制御系、 常用2号情報系、補助バルブ2号情報系)	3		台			○	個別 独自-1	—	
			無停電電源装置	1		台			○	個別 13- 3	No.5	図書類・予備品等の確認は放 流操作装置による
			光成端盤(壁掛け型)	1		面			○	個別 29-18	—	常用洪水吐き2号ゲート操作 室
	機側伝送装置Ⅲ (利水放流管主管ゲート)	PLC、電源部、収容架	1		架		○	○	個別 29-13	No.6	利水放流管主管ゲート操作室	
		メディアコンバーター(主管制御系、主 管情報系、流量情報系)	3		台			○	個別 独自-1	—		
		無停電電源装置	1		台			○	個別 13- 3	No.5	図書類・予備品等の確認は放 流操作装置による	
		光成端盤(壁掛け型)	1		面			○	個別 29-18	—	利水放流管主管ゲート操作室	
一庫発電所	ダム管理用制御 処理設備	機側伝送装置Ⅲ (利水放流管分岐管バルブ、維 持用水バルブ)	PLC(分岐管バルブ、維持用水バル ブ)、電源部、収容架	1		架		○	○	個別 29-13	No.6	電気室
			メディアコンバーター(分岐管制御系、 維持用水制御系、情報系)	3		台			○	個別 独自-1	—	
			無停電電源装置	1		台			○	個別 13- 3	No.5	図書類・予備品等の確認は放 流操作装置による
			光成端盤(壁掛け型)	1		面			○	個別 29-18	—	電気室

令和9年度履行設備(日吉ダム管理施設)

別表2-2-1(1/4)

施設	設備名	規格等	数量		単位	点検周期			電気通信設備点検基準		備考	
			当初			3	6	12	適用	除外項目		
桂川・猪名川ダム総合管理所	ダム管理用制御処理設備	ダム管理用制御処理設備	ゲート種別単位:n=5(常用,非常用,主管,分岐管,選択取水)	1		式		○	○	総合 16-6	No.7	
		放流操作装置	FA-PC	1		台		○	○	個別 29-1	—	
			液晶ディスプレイ、27inLCD	1		台			○	個別 24-5	No.2,3	
			映像分配器	1		台			○	個別 独自-7	—	
			FA-PC	1		台		○	○	個別 29-1	No.4	図書類・予備品等の確認は放流操作装置による
		放流判断支援装置	液晶ディスプレイ、27inLCD	1		台			○	個別 24-5	No.2,3	
			映像分配器	1		台			○	個別 独自-7	—	
			操作表示器	3		台		○	○	個別 29- 4	—	
		遠方手動操作装置(操作表示部)	液晶表示器、10.4inLCD	11		台			○	個別 24-2	No.1,2	
			映像分配器	11		台			○	個別 独自-7	—	
			HUB	3		台			○	個別 24-4	No.1	
			PLC(遠方手動操作装置、訓練装置)、電源部、収容架	1		架			○	個別 29-12	—	「補助継電器」は「避雷器等」に読替る
		遠方手動操作装置(処理部)	メディアコンバーター	10		台			○	個別 独自-1	—	
			HUB(遠方手動操作装置用、訓練装置用)	2		台			○	個別 24-4	No.1	
		訓練装置	FA-PC、27inLCD	1		台			○	個別 29-1	No.4	図書類・予備品等の確認は放流操作装置による
									○	個別 24-3	No.2,7(F/D,摩耗部品)	
		流入量予測装置	OA-PC、27inLCD	1		台			○	個別 24-3	No.2,7(F/D,摩耗部品)	
		貯水位計測装置	水位計光変換器(受信機:主水位計)	1		台			○	個別 独自-2	No.1	入出力装置架に実装

令和9年度履行設備(日吉ダム管理施設)

別表2-2-1(2/4)

施設	設備名	規格等	数量		単位	点検周期			電気通信設備点検基準		備考			
			当初			3	6	12	適用	除外項目				
桂川・猪名川ダム総合管理所	ダム管理用制御処理設備	貯水位計測装置	水位計光変換器(受信機:副水位計)	1		台			○	個別 独自-2	No.1	入出力装置架に実装		
			水位計測装置(主水位計)	1		台			○	個別 独自-3	—	入出力装置架に実装		
			水位計測装置(副水位計)	1		台			○	個別 独自-3	—	入出力装置架に実装		
	入出力装置	PLC(入出力部、遠方手動操作装置表示処理部)、電源部、収容架	1		架			○	○	個別 29-12	—			
		メディアコンバーター	10		台				○	個別 独自-1	—			
		HUB(入出力用)	1		台				○	個別 24-4	No.1			
	情報入力・提供装置	PLC(P-I/O1、P-I/O2)、電源部、収容架	1		架				○	○	個別 29-12	—		
		FA-PC(本体のみ)	1		台				○	○	個別 29-1	No.4	図書類・予備品等の確認は放流操作装置による	
		ディスプレイエクステンダー(送信機:執務室向け、所長室向け)	2		台					○	個別 独自-6	—	コンソールはプロキシサーバーと共用	
	制御系LAN	SW-HUB	1		台				○	個別 24-4	No.1	入出力装置架に実装		
	情報系LAN	SW-HUB	1		台				○	個別 24-4	No.1	情報入力・提供装置架に実装		
	時計装置	タイムサーバー、ラックマウント型	1		台					○	個別 24-11	No.3(子時計)	情報入力・提供装置架に実装「FM電波」を「GPS」に読替る	
		GPSアンテナ	1		基					○	個別 独自-4	—	操作室外壁	
	ルーター	上位伝送向け	1		台					○	個別 24-4	—	情報入力・提供装置架に実装	
	プロキシサーバー	FA-PC、27inLCD	1		台					○	○	個別 29-1	No.4	情報入力・提供装置架に実装
											○	個別 24-5	No.2,3,5(停電検出)	図書類・予備品等の確認は放流操作装置による
		KVM切替器	1		台					○	個別 29-10	No.1,3,5(ファン,エアフィルター)	情報入力・提供装置架に実装	
	ファイアウォール	ラックマウント型	1		台					○	個別 独自-5	—	情報入力・提供装置架に実装	
	中継端子盤・光ケーブル接続盤	中継端子部	1		式					○	○	個別 29-17	—	

令和9年度履行設備(日吉ダム管理施設)

別表2-2-1(3/4)

施設	設備名		規格等	数量		単位	点検周期			電気通信設備点検基準		備考	
				当初			3	6	12	適用	除外項目		
桂川・猪名川ダム総合管理所	ダム管理用制御処理設備	中継端子盤・光ケーブル接続盤	光成端部	1		式			○	個別 29-18	—		
		情報表示盤	縦型液晶ディスプレイ	2		台			○	個別 24- 2	No.1,2	執務室、所長室	
		情報表示盤	ディスプレイエクステンダー(受信機)	2		台			○	個別 独自-6	—	執務室、所長室	
		総合情報表示盤	屋内閉鎖自立型、7セグメントLED表示	1		台			○	個別 24- 9	No.2(ランプテスト、警報音)	気象情報表示部を除く	
		大型表示装置	天吊り型、55inLCD	3		台			○	個別 24- 2	No.1,2		
			マトリックススイッチャー	1		台			○	個別 29-10	No.1,3		
		警報表示盤	壁掛け型	1		台			○	個別 24- 8	—	宿直室	
日吉ダム	ダム管理用制御処理設備	貯水位計測装置	主水位計(水研62型)	1		台			○	個別 独自-8	—	主水位計室	
							○	○	個別 29-8	No.1(アレスタ動作電圧)			
			水位計光変換器(送信機:主水位計)	1		台			○	個別 独自-2	—	主水位計室	
			光成端盤(壁掛け型:主水位計)	1		面			○	個別 29-18	—	主水位計室	
			副水位計(水研62型)	1		台			○	個別 独自-8	—	副水位計室	
							○	○	個別 29-8	No.1(アレスタ動作電圧)			
		水位計光変換器(送信機:副水位計)	1		台			○	個別 独自-2	—	副水位計室		
		光成端盤(壁掛け型:副水位計)	1		面			○	個別 29-18	—	副水位計室		
		機側伝送装置 (非常用洪水吐き1号・2号)	PLC(非常用洪水吐き1号、非常用洪水吐き2号)、電源部、収容架	1		架			○	○	個別 29-13	No.6	非常用洪水吐きゲート操作室
			メディアコンバーター(1号制御系、1号情報系、2号制御系、2号情報系)	4		台				○	個別 独自-1	—	
			無停電電源装置	1		台				○	個別 13- 3	No.5	図書類・予備品等の確認は放流操作装置による
			光成端盤(壁掛け型)	1		面				○	個別 29-18	—	非常用洪水吐きゲート操作室
機側伝送装置 (非常用洪水吐き3号・4号)	PLC(非常用洪水吐き3号、非常用洪水吐き4号)、電源部、収容架	1		架			○	○	個別 29-13	No.6	非常用洪水吐きゲート操作室		

令和9年度履行設備(日吉ダム管理施設)

別表2-2-1(4/4)

施設	設備名	規格等	数量		単位	点検周期			電気通信設備点検基準		備考		
			当初			3	6	12	適用	除外項目			
日吉ダム	ダム管理用制御 処理設備	機側伝送装置 (非常用洪水吐き3号・4号)	メディアコンバーター(3号制御系、3号 情報系、4号制御系、4号情報系)	4		台			○	個別 独自-1	—	非常用洪水吐きゲート操作室	
			無停電電源装置	1		台			○	個別 13- 3	No.5	図書類・予備品等の確認は放 流操作装置による	
			光成端盤(壁掛け型)	1		面			○	個別 29-18	—	非常用洪水吐きゲート操作室	
	機側伝送装置 (常用洪水吐き1号)	機側伝送装置 (常用洪水吐き1号)	PLC、電源部、収容架	1		架			○	個別 29-13	No.6	常用洪水吐き1号ゲート操作 室	
			メディアコンバーター(制御系、情報系)	2		台			○	個別 独自-1	—		
			無停電電源装置	1		台			○	個別 13- 3	No.5	図書類・予備品等の確認は放 流操作装置による	
	機側伝送装置 (常用洪水吐き2号)	機側伝送装置 (常用洪水吐き2号)	PLC、電源部、収容架	1		架			○	個別 29-13	No.6	常用洪水吐き2号ゲート操作 室	
			メディアコンバーター(制御系、情報系)	2		台			○	個別 独自-1	—		
			無停電電源装置	1		台			○	個別 13- 3	No.5	図書類・予備品等の確認は放 流操作装置による	
	機側伝送装置 (選択取水設備)	機側伝送装置 (選択取水設備)	PLC(選択取水上段扉、選択取水下段 扉)、電源部、収容架	1		架			○	個別 29-13	No.6	選択取水設備操作室	
			メディアコンバーター(上段制御系、上 段情報系、下段制御系、下段情報系)	4		台			○	個別 独自-1	—		
			無停電電源装置	1		台			○	個別 13- 3	No.5	図書類・予備品等の確認は放 流操作装置による	
	日吉ダム発電所	ダム管理用制御 処理設備	機側伝送装置 (主管・分岐管バルブ)	PLC(主管バルブ、分岐管バルブ)、電 源部、収容架	1		架			○	個別 29-13	No.6	利水バルブ室
				メディアコンバーター(主管制御系、主管 情報系、分岐管制御系、分岐管情報系)	4		台			○	個別 独自-1	—	
				無停電電源装置	1		台			○	個別 13- 3	No.5	図書類・予備品等の確認は放 流操作装置による
				光成端盤(壁掛け型)	1		面			○	個別 29-18	—	利水バルブ室

令和9年度履行設備（一庫ダム管理施設）

別表2-2-2(1/5)

施設	設備名	規格等	数量			単位	点検周期			電気通信設備点検基準		備考
			当初				3	6	12	適用	除外項目	
一庫ダム管理所	ダム管理用制御処理設備	ダム管理用制御処理設備	1			式		○	○	総合 16-6	No.7	
		放流操作装置	FA-PC	1			台		○	○	個別 29-1	—
	液晶ディスプレイ、27inLCD		1			台			○	個別 24-5	No.2,3	
	DVI切替器(大型表示装置向け、放流判断支援装置と共用)		1			台			○	個別 独自-9	—	
	放流判断支援装置		FA-PC	1			台		○	○	個別 29-1	No.4
									○	個別 24-5	No.2,3	
		液晶ディスプレイ、27inLCD	1			台			○	個別 24-2	No.1,2	
	遠方手動操作装置(操作表示部)	FA-PC、27inLCD	2			台		○	○	個別 29-1	No.4	図書類・予備品等の確認は放流操作装置による
									○	個別 24-3	No.2,7(F/D,摩耗部品)	
		操作器	1			台			○	個別 29-4	—	
		HUB	2			台			○	個別 24-4	No.1	
	遠方手動操作装置(処理部)	PLC(遠方手動操作装置、訓練装置)、電源部、収容架	1			架		○	○	個別 29-12	—	「補助継電器」は「避雷器等」に読替る
		メディアコンバーター	6			台			○	個別 独自-1	—	
		HUB(遠方手動操作装置用、訓練装置用)	3			台			○	個別 24-4	No.1	
	訓練装置	FA-PC、27inLCD	1			台		○	○	個別 29-1	No.4	図書類・予備品等の確認は放流操作装置による
									○	個別 24-3	No.2,7(F/D,摩耗部品)	
	貯水位計測装置	水位計光変換器(受信機:主水位計)	1			台			○	個別 独自-2	No.1	入出力装置架に実装
		水位計光変換器(受信機:副水位計)	1			台			○	個別 独自-2	No.1	入出力装置架に実装

令和9年度履行設備（一庫ダム管理施設）

別表2-2-2(2/5)

施設	設備名	規格等	数量		単位	点検周期			電気通信設備点検基準		備考
			当初			3	6	12	適用	除外項目	
一庫ダム管理所	ダム管理用制御処理設備	貯水位計測装置(主水位計)	1		台			○	個別 独自-3	—	入出力装置架に実装
		貯水位計測装置(副水位計)	1		台			○	個別 独自-3	—	入出力装置架に実装
		水位表示器(副水位計)	1		台			○	個別 独自-10		放流操作装置・放流判断支援装置卓上
	入出力装置	PLC(入出力部、遠方手動操作装置表示処理部)、電源部、収容架	1		架			○	個別 29-12	—	
		メディアコンバーター	12		台			○	個別 独自-1	—	
		HUB(入出力用)	1		台			○	個別 24-4	No.1	
	情報入力・提供装置	PLC(P-I/O1、P-I/O2)、電源部、収容架	1		架			○	個別 29-12	—	
		FA-PC(本体のみ)	1		台			○	個別 29-1	No.4	図書類・予備品等の確認は放流操作装置による
	制御系LAN	SW-HUB	1		台			○	個別 24-4	No.1	入出力装置架に実装
	情報系LAN	SW-HUB	2		台			○	個別 24-4	No.1	情報入力・提供装置架に実装
	時計装置	タイムサーバー、ラックマウント型	1		台			○	個別 24-11	No.3(子時計)	情報入力・提供装置架に実装「FM電波」を「JJY」に読替る
	ルーター	上位伝送向け、連携システム向け	2		台			○	個別 24-4	—	情報入力・提供装置架に実装
	プロキシサーバー	FA-PC、集中コンソール	1		台			○	個別 29-1	No.4	情報入力・提供装置架に実装
		KVM切替器	1		台			○	個別 24-5	No.2,3,5(停電検出)	図書類・予備品等の確認は放流操作装置による
	ファイアウォール	ラックマウント型	1		台			○	個別 29-10	No.1,3,5(ファン,エアフィルター)	情報入力・提供装置架に実装
	中継端子盤・光ケーブル接続盤	中継端子部	1		式			○	個別 29-17	—	
		光成端部	1		式			○	個別 29-18	—	
表示制御装置	OA-PC、27inLCD	2		台			○	個別 29-1	No.4	図書類・予備品等の確認は放流操作装置による	

令和9年度履行設備（一庫ダム管理施設）

別表2-2-2(3/5)

施設	設備名	規格等	数量			単位	点検周期			電気通信設備点検基準		備考	
			当初				3	6	12	適用	除外項目		
一庫ダム管理所	ダム管理用制御処理設備	表示制御装置	OA-PC、27inLCD	2			台			○	個別 24-3	No.2,7(F/D,摩耗部品)	
			OA-PC(本体のみ)	2			台		○	○	個別 29-1	No.4	図書類・予備品等の確認は放流操作装置による
										○	個別 24-3	No.2,7(F/D,ディスプレイ,キーボード,マウス,摩耗部品)	
			KVM切替器	2			台			○	個別 29-10	No.1,3,5(ファン,エアフィルター)	
			映像分配器	2			台			○	個別 独自-7	—	
			DVI切替器(大型表示装置向け、表示制御装置4台で共用)	1			台			○	個別 独自-9	—	
		ディスプレイエクステンダー(送信機)	3			台			○	個別 独自-6	—	操作室向け、2F執務室向け、玄関ホール向け	
		大型表示装置	55inLCD、天吊り型×3、壁掛け型×1	4			台			○	個別 24-2	No.1,2	操作室、2F執務室、玄関ホール
			ディスプレイエクステンダー(受信機)	3			台			○	個別 独自-6	—	操作室、2F執務室、玄関ホール
		集合警報盤	壁掛け型	1			台			○	個別 24-8	—	操作室
		警報表示盤	壁掛け型	2			台			○	個別 24-8	—	2F執務室、宿直室
		一庫ダム	ダム管理用制御処理設備	貯水位計測装置	主水位計(水研62型)	1			台			○	個別 独自-8
	○									○	個別 29-8	No.1(アラスタ動作電圧)	
水位計光変換器(送信機:主水位計)	1						台			○	個別 独自-2	—	主水位計室
光成端盤(壁掛け型:主水位計)	1						面			○	個別 29-18	—	主水位計室
副水位計(水晶式)	1						台			○	個別 独自-11	—	副水位計室
									○	○	個別 29-8	No.1(アラスタ動作電圧),2,3	
光成端盤(壁掛け型:副水位計)	1						面			○	個別 29-18	—	副水位計室
塔内水位計(水晶式)	1			台			○	個別 独自-11	—	放流管非常用ゲート室			
						○	○	個別 29-8	No.1(アラスタ動作電圧),2,3				

令和9年度履行設備（一庫ダム管理施設）

別表2-2-2(4/5)

施設	設備名	規格等	数量		単位	点検周期			電気通信設備点検基準		備考	
			当初			3	6	12	適用	除外項目		
一庫ダム	ダム管理用制御処理設備	機側伝送装置Ⅰ (選択取水設備)	PLC、電源部、収容架	1		架		○	○	個別 29-13	No.6	選択取水設備操作室
			メディアコンバーター(情報系)	1		台			○	個別 独自-1	—	
			無停電電源装置	1		台			○	個別 13- 3	No.5	図書類・予備品等の確認は放流操作装置による
			光成端盤(壁掛け型)	1		面			○	個別 29-18	—	選択取水設備操作室
	機側伝送装置Ⅱ (放流管非常用ゲート)	PLC、電源部、収容架	1		架		○	○	個別 29-13	No.6		
		メディアコンバーター(制御系、情報系)	2		台			○	個別 独自-1	—		
		無停電電源装置	1		台			○	個別 13- 3	No.5	図書類・予備品等の確認は放流操作装置による	
		光成端盤(壁掛け型)	1		面			○	個別 29-18	—	放流管非常用ゲート室	
	機側伝送装置Ⅱ (非常用洪水吐き1号)	PLC、電源部、収容架	1		架		○	○	個別 29-13	No.6	非常用洪水吐きゲート操作室	
		メディアコンバーター(制御系、情報系)	2		台			○	個別 独自-1	—		
		無停電電源装置	1		台			○	個別 13- 3	No.5	図書類・予備品等の確認は放流操作装置による	
		光成端盤(壁掛け型)	1		面			○	個別 29-18	—	非常用洪水吐きゲート操作室	
	機側伝送装置Ⅱ (非常用洪水吐き2号)	PLC、電源部、収容架	1		架		○	○	個別 29-13	No.6	非常用洪水吐きゲート操作室	
		メディアコンバーター(制御系、情報系)	2		台			○	個別 独自-1	—		
		無停電電源装置	1		台			○	個別 13- 3	No.5	図書類・予備品等の確認は放流操作装置による	
		光成端盤(壁掛け型)	1		面			○	個別 29-18	—	非常用洪水吐きゲート操作室	
	機側伝送装置Ⅲ (常用洪水吐き1号、利水補助バルブ1号)	PLC(常用1号、補助バルブ1号)、電源部、収容架	1		架		○	○	個別 29-13	No.6	常用洪水吐き1号ゲート操作室	
		メディアコンバーター(常用1号制御系、常用1号情報系、補助バルブ1号情報系)	3		台			○	個別 独自-1	—		
		無停電電源装置	1		台			○	個別 13- 3	No.5	図書類・予備品等の確認は放流操作装置による	
		光成端盤(壁掛け型)	1		面			○	個別 29-18	—	常用洪水吐き1号ゲート操作室	

令和9年度履行設備（一庫ダム管理施設）

別表2-2-2(5/5)

施設	設備名	規格等	数量		単位	点検周期			電気通信設備点検基準		備考	
			当初			3	6	12	適用	除外項目		
一庫ダム	ダム管理用制御 処理設備	機側伝送装置Ⅲ (常用洪水吐き2号、利水補助 バルブ2号)	PLC(常用2号、補助バルブ2号)、電源 部、収容架	1		架		○	○	個別 29-13	No.6	常用洪水吐き2号ゲート操作 室
			メディアコンバーター(常用2号制御系、 常用2号情報系、補助バルブ2号情報系)	3		台			○	個別 独自-1	—	
			無停電電源装置	1		台			○	個別 13- 3	No.5	図書類・予備品等の確認は放 流操作装置による
			光成端盤(壁掛け型)	1		面			○	個別 29-18	—	常用洪水吐き2号ゲート操作 室
	機側伝送装置Ⅲ (利水放流管主管ゲート)	PLC、電源部、収容架	1		架		○	○	個別 29-13	No.6	利水放流管主管ゲート操作室	
		メディアコンバーター(主管制御系、主 管情報系、流量情報系)	3		台			○	個別 独自-1	—		
		無停電電源装置	1		台			○	個別 13- 3	No.5	図書類・予備品等の確認は放 流操作装置による	
		光成端盤(壁掛け型)	1		面			○	個別 29-18	—	利水放流管主管ゲート操作室	
一庫発電所	ダム管理用制御 処理設備	機側伝送装置Ⅲ (利水放流管分岐管バルブ、維 持用水バルブ)	PLC(分岐管バルブ、維持用水バル ブ)、電源部、収容架	1		架		○	○	個別 29-13	No.6	電気室
			メディアコンバーター(分岐管制御系、 維持用水制御系、情報系)	3		台			○	個別 独自-1	—	
			無停電電源装置	1		台			○	個別 13- 3	No.5	図書類・予備品等の確認は放 流操作装置による
			光成端盤(壁掛け型)	1		面			○	個別 29-18	—	電気室

電気通信設備点検基準(個別 その他)

別表-3

「個別点検」独自-01 メディアコンバーター

No.	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検項目の概要	備考
			毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月			
1	表示の確認	装置のLEDにより障害表示の有無を目視確認する。						○		装置の正常動作の維持
2	接続部の点検	接続ケーブル、プラグイン、コネクタ及び端子等の接続状態の点検。						○		接触部分の点検、接点部の接触不良に起因する障害を未然に防止する。
3	光レベルの測定	光の送信及び受信レベルを測定し許容範囲内か確認する。						○	光レベルメーター	機器異常及び光ケーブルの伝送損失が許容値範囲内であるか確認する。 測定後コネクタ部の清掃実施
4	機器本体の点検	機器外面の清掃。						○		塵埃の除去により装置内部への混入を防ぐ。
		機器据付状態の確認。						○		取付金具の弛み等による事故の防止。

「個別点検」独自-02 水位計光変換器

No.	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検項目の概要	備考
			毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月			
1	電池の交換	バックアップ電池の交換周期を確認し、対象となるものは交換する。						○		装置の正常状態の確認、維持
2	接続部の点検	接続ケーブル、プラグイン、コネクタ及び端子等の接続状態の点検。						○		接触部分の点検、接点部の接触不良に起因する障害を未然に防止する。
3	光レベルの測定	光の送信及び受信レベルを測定し許容値範囲内か確認する。						○	光レベルメーター	機器異常及び光ケーブルの伝送損失が許容値範囲内であるか確認する。
4	機器本体の点検	機器外面の清掃。						○		塵埃の除去により装置内部への混入を防ぐ。
		機器内部の清掃。						○		塵埃の除去による性能の維持。
		機器据付状態の確認。						○		取付金具の弛み等による事故の防止。

「個別点検」独自-03 水位計計測装置

No.	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検項目の概要	備考
			毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月			
1	取付状況	装置の取付状態を確認する。						○		装置の正常動作の確認
2	動作確認	変換器の設定内容を確認する。						○		標準値(規格値)との照合 測定結果の変化傾向の把握
3	比較試験	原水位と機器の水位を比較し確認する。						○	量水標、手測水位計	違いがある場合は調整する。
4	機器本体の清掃等	計器板の清掃をする。						○		周囲環境を考慮した機能維持

電気通信設備点検基準(個別 その他)

「個別点検」独自-04 時計装置(GPSアンテナ)

No.	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検項目の概要	備考
			毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月			
1	GPSアンテナ確認	外観の確認 給電線の確認						○		
		空中線・取付金具の変形、損傷及び異常な発錆、腐食、塗装の剥離状態等を確認する。 ケーブルの劣化、布設状態の確認をする。						○		

「個別点検」独自-05 ファイアウォール

No.	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検項目の概要	備考
			毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月			
1	電池の交換	バックアップ電池の交換周期を確認し、対象となるものは交換する。						○	装置の正常動作の確認、維持    周辺環境を考慮した機能維持	
2	接続部の確認	コネクタ、プラグイン等の緩み及びヒューズの緩みを確認する。						○		
3	ファイアウォール設定確認	テレネット、ブラウザ等によりログインし、設定情報をダウンロードし確認する。						○		
4	ファイアウォールログの確認	アクセスログの記録を確認する。						○		
5	機器本体の清掃等	筐体内部の点検及び清掃をする。						○		
		異常音、異常温度の確認をする。 据付状態を確認する。						○		

「個別点検」独自-06 ディスプレイエクステンダー

No.	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検項目の概要	備考
			毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月			
1	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子等の接続状態を確認する。						○	装置の正常動作の確認、維持	
2	機器本体の清掃等	機器据付状態、緩み等のないことを確認する。						○	周囲環境を考慮した機能維持	

電気通信設備点検基準(個別 その他)

「個別点検」独自-07 映像分配器

No.	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期						使用測定器等	点検項目の概要	備考
			毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	12ヶ月			
1	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子等の接続状態を確認する。						○		装置の正常動作の確認、維持	
2	機器本体の清掃等	機器据付状態、緩み等のないことを確認する。						○		周囲環境を考慮した機能維持	

「個別点検」独自-08 水位計(水研62型)

No.	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期						使用測定器等	点検項目の概要	備考
			毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	12ヶ月			
1	時計の確認	記録と現在時刻が合っているか確認し、ずれていたら調整する。						○		装置の正常動作の確認 標準値(規格値)との照合 測定結果の変化傾向の把握	
2	cmペンの折り返しの確認	0及び100cmの折り返しは、正しい位置で折り返すか確認する。						○			
3	記録値の確認	実測値と記録値を比較し精度(±1cm)を確認する。						○			
4	記録値とA/Dコンバータの確認	記録値とA/Dコンバータの表示が合っているか確認する。						○			
5	フロート及びワイヤの確認	フロートの傷や、ワイヤによれが入っていないか確認する。						○			

「個別点検」独自-09 DVI切替器

No.	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期						使用測定器等	点検項目の概要	備考
			毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	12ヶ月			
1	スイッチの動作確認	入力信号を切り替えて映像が正常であることを確認する。						○		装置の正常動作の確認、維持	
2	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子等の接続状態を確認する。						○			
3	機器本体の清掃等	機器据付状態、緩み等のないことを確認する。						○		周囲環境を考慮した機能維持	

電気通信設備点検基準(個別 その他)

「個別点検」独自-10 水位計表示器(副水位計)

No.	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検項目の概要	備考
			毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月			
1	表示器の確認	データ表示ユニット(数値表示)及び表示ランプを点検し、正常であることを確認する。						○	装置の正常動作の確認、維持	
2	接続部の確認	コネクタ、プラグイン等の緩み及びヒューズの緩みを確認する。						○		
3	機器本体の清掃等	機器外面の清掃をする。						○		周辺環境を考慮した機能維持

「個別点検」独自-11 水位計(水晶式)

No.	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					使用測定器等	点検項目の概要	備考
			毎日	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月			
1	取付状況	センサーの設置状態を確認する。						○	装置の正常動作の確認 標準値(規格値)との照合 測定結果の変化傾向の把握	
2	接続端子部の確認	接続ケーブル、コネクタ及び端子等の接続状態を確認する。						○		
3	動作確認	変換器の設定内容を確認する。						○		
4	D.O出力	D.Oチェックにより動作を確認する。						○		
5	比較試験	原水位と機器の水位を比較し確認する。						○		
6	機器本体の清掃等	計器板の清掃をする						○		

## 見積参考資料

**業務名：令和8-9年度**

**日吉・一庫ダム管理用制御処理設備保守業務**

この「見積参考資料」は入札参加者の適切かつ迅速な見積に資するための資料であり、契約書第1条にいう設計図書ではない。従って「見積参考資料」は請負契約上の拘束力を生じるものではなく、受注者は、対象機器や現場条件等を充分考慮して、仮設、作業方法、安全対策等、業務目的を完了するための一切の手段について受注者の責任において定めるものとする。

また、この「見積参考資料」は見積に資するための資料であるため、原則として内容に対する問い合わせには応じないものとする。

なお、この「見積参考資料」の有効期間は、この業務の入札日までとする。

**独立行政法人水資源機構  
桂川・猪名川ダム総合管理所**

## 見積参考資料

### 1. 適用積算基準

本保守業務の積算基準は、独立行政法人水資源機構の「電気通信設備保守業務積算基準(令和4年4月)」を適用するものとする。

なお、安全費及び技術管理費は、以下のとおりとする。

#### (1) 安全費

安全施設等に要する費用は、次式により算出する。

なお、単位は千円とし、端数は切り捨てる。

$$\text{安全費} = (\text{労務費}) \times \text{安全費率}$$

安全費率は、2.5%とする。

#### (2) 技術管理費

技術管理費に要する費用は、次式により算出する。

なお、単位は千円とし、端数は切り捨てる。

$$\text{技術管理費} = \{(\text{直接人件費}) + (\text{賃金}) + (\text{機械経費})\} \times \text{技術管理費率}$$

技術管理費率は、10%とする。

### 2. 点検関係歩掛等

#### 2-1. 独自の歩掛

「電気通信設備保守業務積算基準」に掲載されていない独自の歩掛については、参考資料-1のとおり見積もっている。

積算条件について特に記載がない場合は、上記「電気通信設備保守業務積算基準」によるものとする。

#### 2-2. 修理費

1回当たりの修理費は、130,000円(消費税は含まない。)を見積もっている。

### 3. 旅費交通費関係

#### 3-1. 総合点検・個別点検・巡回点検

総合点検、個別点検、巡回点検に要する旅費交通費の積算にあたっては、以下の内容により計上する。

##### (1) 適用交通機関

ライトバン(1500cc、5人乗り)及び徒歩を原則とし、運転労務費は計上しない。

##### (2) 旅費の起点

原則として事務所から最も近い府県庁の所在地を起点とするが、これによりがたい場合は、経済圏等を考慮して起点を決定することができる。

##### (3) 旅費交通費の算出

旅費交通費の算出は、旅費交通費算定対象労務費(以下、「対象労務費」という)に各種係数を乗じた以下の計算式による。

なお、移動拘束費は旅費交通費に含まれるものとする。

$$\begin{aligned} \text{旅費交通費} &= \text{対象労務費} \times (\text{滞在率} \times \text{滞在係数} + (1 - \text{滞在率}) \times \text{日々通勤係数}) \\ &\quad \times \text{所在地補正係数} \end{aligned}$$

1) 対象労務費

対象労務費とは、総合点検、個別点検、巡回点検に要する労務費の合計とする。

2) 滞在率

滞在率とは、総点検箇所数のうち、滞在中で点検を実施する箇所の占める割合を指し、以下のとおりとする。

なお、総点検箇所数とは、点検周期毎に点検箇所を訪れる回数の合計を指す。

・ 滞在率 = 滞在対象箇所数 / 総点検箇所数

・ 総点検箇所数 = 12ヶ月点検対象箇所数 × 積上回数  
+ 6ヶ月点検対象箇所数 × 積上回数

3) 日々通勤及び滞在の区分

起点から点検箇所間の直線距離が25km未満の場所を日々通勤対象箇所、25km以上の場所を滞在対象箇所とし、起点と点検箇所が同一場所の場合も1箇所として数えるものとする。

4) 各種係数について

① 滞在係数は、0.4とする。

② 日々通勤係数は、0.1とする。

③ 所在地補正係数は以下のとおりとする。

(ア) 事務所の所在する市町村と府県庁の所在する市町村が同一の場合、0.8とする(補正あり)。

(イ) (ア)以外の場合、1.0とする(補正なし)。

(4) 施設区分別の旅費交通費

施設区分別の総点検箇所数及び距離別点検箇所数等(臨時点検を除く)については、以下のとおり見込んでいる。

1) 日吉ダム施設

総点検箇所数	6箇所
25km未満の点検箇所数	該当なし
25km以上の点検箇所数	6箇所
所在地補正	なし(1.0)

2) 一庫ダム施設

総点検箇所数	6箇所
25km未満の点検箇所数	該当なし
25km以上の点検箇所数	6箇所
所在地補正	なし(1.0)

3-2. 臨時点検

臨時点検に要する旅費交通費の積算に当たっては、以下の内容により計上する。

(1) 構成員数

構成員数は、点検技術者1名及び点検技術員1名の計2名を標準とする。

(2) 適用交通機関、旅費の起点

3-1.(1)及び3-1.(2)と同じ

(3) 旅費交通費の算出

起点から点検場所間の移動に要する時間により、次のとおり区分して計上する。

ここで言う点検場所は、各施設を管理する管理所を指すものとして積算を行う。

1) 日々通勤

起点から点検場所が1時間以下を対象とし、日当、ライトバン運転費及び有料道路利用料金を計上する。

① 日当

日当の計上は1人あたり、545円(消費税は含まない)とする。

② ライトバン運転費

ライトバン運転費は、起点と点検場所との往復に要する時間について、「積算基準及び積算資料(機械経費編)(令和4年4月)」により計上する。

なお、ライトバンの走行速度は、一般道30km/h、高速道80km/hとし、以下の有料道路はそれぞれ指定の速度とする。

・ 阪神高速道路：60km/h

・ 京都縦貫自動車道：70km/h

③ 有料道路利用料金

有料道路利用料金は、起点と点検場所との往復に要する有料道路の利用料金を対象として、積算に当たっては消費税抜きの金額で計上する。

本業務における有料道路利用区間は以下のとおり。

・ 桂川・猪名川ダム総合管理所：法円坂IC～園部IC(阪神－名神－京都縦貫)

・ 一庫ダム管理所：法円坂IC～池田木部第二IC(阪神高速)

④ 移動拘束

点検場所の目的地が2ヶ所以上の場合において、第一目的地から最終目的地までの巡回に要する時間を移動拘束費として直接人件費に計上する。

2) 滞在

起点から点検場所間が1時間を超えるものを対象とし、日当、滞在費、ライトバン運転費及び有料道路利用料金を計上する。

① 日当

1) 日々通勤と同じ。

② 滞在費

滞在費の計上は1人あたり、10,818円(消費税は含まない)とする。

③ ライトバン運転費

1) 日々通勤と同じ

④ 有料道路利用料金

1) 日々通勤と同じ

⑤ 移動拘束

点検場所の目的地が2ヶ所以上の場合において、第一目的地から最終目的地までの巡回に要する時間及び、各週毎に移動日初日及び最終日の起点か

ら点検場所への移動に要する時間を移動拘束費として直接人件費に計上する。

(4) 施設区別の旅費交通費

施設区別の旅費交通費及び移動拘束費については、以下のとおり見込んでいる。

1) 日吉ダム施設 桂川・猪名川ダム総合管理所

(1回あたり)

旅費区分	滞在
日当	2日
滞在費	1日
ライトバン運転費	1日、3h
有料道料金(往復)	5,762円(ETC料金)
移動拘束費	点検技術者：0.3人、点検技術員：0.3人

2) 一庫ダム施設 一庫ダム管理所

(1回あたり)

旅費区分	日々通勤
日当	1日
滞在費	該当なし
ライトバン運転費	1日、2h
有料道料金(往復)	1,908円(ETC料金)
移動拘束費	該当なし

「個別点検」独自-01 メディアコンバーター

No.	確認事項の概要	確認事項の概要	点 検 項 目					備 考	
			点 検 周 期			歩 掛 ( 人 )			
			3ヶ月	6ヶ月	12ヶ月	単位	技術者		技術員
1	表示の確認	装置のLEDにより障害表示の有無を目視確認する。			○	100台	-	-	
2	接続部の点検	接続ケーブル、プラグイン、コネクタ及び端子等の接続状態の点検。			○	100台	10.000	10.000	
3	光レベルの測定	光の送信及び受信レベルを測定し許容範囲内か確認する。			○	100台	2項に含む	2項に含む	
4	機器本体の点検	機器外面の清掃。			○	100台	-	-	
		機器据付状態の確認。			○	100台	2項に含む	2項に含む	

「個別点検」独自-02 水位計光変換器

No.	確認事項の概要	確認事項の概要	点 検 項 目					備 考	
			点 検 周 期			歩 掛 ( 人 )			
			3ヶ月	6ヶ月	12ヶ月	単位	技術者		技術員
1	電池の交換	バックアップ電池の交換周期を確認し、対象となるものは交換する。			○	100台	1.250	1.250	
2	接続部の点検	接続ケーブル、プラグイン、コネクタ及び端子等の接続状態の点検。			○	100台	10.000	10.000	
3	光レベルの測定	光の送信及び受信レベルを測定し許容値範囲内か確認する。			○	100台	2項に含む	2項に含む	
4	機器本体の点検	機器外面の清掃。			○	100台	-	-	
		機器内部の清掃。			○	100台	2項に含む	2項に含む	
		機器据付状態の確認。			○	100台	2項に含む	2項に含む	

「個別点検」独自-03 水位計計測装置

No.	確認事項の概要	確認事項の概要	点 検 項 目					備 考	
			点 検 周 期			歩 掛 ( 人 )			
			3ヶ月	6ヶ月	12ヶ月	単位	技術者		技術員
1	取付状況	装置の取付状態を確認する。			○	100台	2.500	2.500	
2	動作確認	変換器の設定内容を確認する。			○	100台	8.750	8.750	
3	比較試験	原水位と機器の水位を比較し確認する。			○	100台	2.500	2.500	
4	機器本体の清掃等	計器板の清掃をする。			○	100台	3.750	3.750	

「個別点検」独自-04 時計装置(GPSアンテナ)

No.	確認事項の概要	確認事項の概要	点 検 項 目							
			点 検 周 期			歩 掛 ( 人 )			備 考	
			3ヶ月	6ヶ月	12ヶ月	単位	技術者	技術員		
1	GPSアンテナ確認	外観の確認	空中線・取付金具の変形、損傷及び異常な発錆、腐食、塗装の剥離状態等を確認する。			○	100基	1.250	1.250	
		給電線の確認	ケーブルの劣化、布設状態の確認をする。			○	100基	1.250	1.250	

「個別点検」独自-05 ファイアウォール

No.	確認事項の概要	確認事項の概要	点 検 項 目						
			点 検 周 期			歩 掛 ( 人 )			備 考
			3ヶ月	6ヶ月	12ヶ月	単位	技術者	技術員	
1	電池の交換	バックアップ電池の交換周期を確認し、対象となるものは交換する。			○	100台	1.250	1.250	
2	接続部の確認	コネクタ、プラグイン等の緩み及びヒューズの緩みを確認する。			○	100台	1.250	1.250	
3	ファイアウォール設定確認	テレネット、ブラウザ等によりログインし、設定情報をダウンロードし確認する。			○	100台	18.750	18.750	
4	ファイアウォールログの確認	アクセスログの記録を確認する。			○	100台	6.250	6.250	
5	機器本体の清掃等	筐体内部の点検及び清掃をする。			○	100台	1.250	1.250	
		異常音、異常温度の確認をする。			○	100台	1.250	1.250	
		据付状態を確認する。			○	100台	1.250	1.250	

「個別点検」独自-06 ディスプレイエクステンダー

No.	確認事項の概要	確認事項の概要	点 検 項 目						
			点 検 周 期			歩 掛 ( 人 )			備 考
			3ヶ月	6ヶ月	12ヶ月	単位	技術者	技術員	
1	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子等の接続状態を確認する。			○	100台	1.250	1.250	
2	機器本体の清掃等	機器据付状態、緩み等のないことを確認する。			○	100台	1.250	1.250	

「個別点検」独自-07 映像分配器

No.	確認事項の概要	確認事項の概要	点 検 項 目					備 考	
			点 検 周 期			歩 掛 ( 人 )			
			3ヶ月	6ヶ月	12ヶ月	単位	技術者		技術員
1	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子等の接続状態を確認する。			○	100	1.250	1.250	
2	機器本体の清掃等	機器据付状態、緩み等のないことを確認する。			○	100	1.250	1.250	

「個別点検」独自-08 水位計(水研62型)

No.	確認事項の概要	確認事項の概要	点 検 項 目					備 考	
			点 検 周 期			歩 掛 ( 人 )			
			3ヶ月	6ヶ月	12ヶ月	単位	技術者		技術員
1	時計の確認	記録と現在時刻が合っているか確認し、ずれている場合は調整する。			○	100台	2.500	2.500	
2	cmペンの折り返しの確認	0及び100cmの折り返しは、正しい位置で折り返すか確認する。			○	100台	1.250	1.250	
3	記録値の確認	実測値と記録値を比較し精度(±1cm)を確認する。ずれている場合は調整する。			○	100台	1.250	1.250	
4	記録値とA/Dコンバータの確認	記録値とA/Dコンバータの表示が合っているか確認する。ずれている場合は調整する。			○	100台	5.000	5.000	
5	フロート及びワイヤの確認	フロートの傷や、ワイヤによれが入っていないか確認する。			○	100台	6.250	6.250	

「個別点検」独自-09 DVI切替器

No.	確認事項の概要	確認事項の概要	点 検 項 目					備 考	
			点 検 周 期			歩 掛 ( 人 )			
			3ヶ月	6ヶ月	12ヶ月	単位	技術者		技術員
1	スイッチャの動作確認	入力信号を切り替えて映像が正常であることを確認する。			○	100台	1.250	1.250	
2	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子等の接続状態を確認する。			○	100台	1.250	1.250	
3	機器本体の清掃等	機器据付状態、緩み等のないことを確認する。			○	100台	1.250	1.250	

「個別点検」独自-10 水位計表示器(副水位計)

No.	確認事項の概要	確認事項の概要	点 検 項 目						
			点 検 周 期			歩 掛 ( 人 )			備 考
			3ヶ月	6ヶ月	12ヶ月	単位	技術者	技術員	
1	表示器の確認	データ表示ユニット(数値表示)及び表示ランプを点検し、正常であることを確認する。			○	100台	1.250	1.250	
2	接続部の確認	コネクタ、プラグイン等の緩み及びヒューズの緩みを確認する。			○	100台	1.250	1.250	
3	機器本体の清掃等	機器外面の清掃をする。			○	100台	2.500	2.500	

「個別点検」独自-11 水位計(水晶式)

No.	確認事項の概要	確認事項の概要	点 検 項 目						
			点 検 周 期			歩 掛 ( 人 )			備 考
			3ヶ月	6ヶ月	12ヶ月	単位	技術者	技術員	
1	取付状況	センサーの設置状態を確認する。			○	100台	2.500	2.500	
2	接続端子部の確認	接続ケーブル、コネクタ及び端子等の接続状態を確認する。			○	100台	3.750	3.750	
3	動作確認	変換器の設定内容を確認する。			○	100台	8.750	8.750	
4	D.O出力	D.Oチェックにより動作を確認する。			○	100台	6.250	6.250	
5	比較試験	原水位と機器の水位を比較し確認する。			○	100台	6.250	6.250	
6	機器本体の清掃等	計器板の清掃をする			○	100台	3.750	3.750	